

第38回

JA千葉県大会

持続可能な農業・地域・事業・経営基盤の実現

～食と農を基軸として地域に根ざした協同組合であり続けるために～

と き：令和3年11月17日(水)

ところ：東京ベイ幕張ホール



第 38 回 J A 千葉県大会 次第

1. 開 会
2. 国 歌 斉 唱
3. J A 綱 領 唱 和
4. 主 催 者 挨 拶
5. 来 賓 祝 辞
6. 議 長 選 任
7. 第 38 回大会議案
8. 意 見 表 明
9. 議 案 採 択
10. 大 会 宣 言
11. 閉 会

.....
《記念講演》

演題「SDGs 時代に考える農業の未来」

講師 星野 智子（ほしの ともこ）氏（一般社団法人 SDGs 市民社会ネットワーク理事）

目 次

第 37 回 J A 千葉県大会決議事項成果と課題	1
---------------------------	---

第 38 回 J A 千葉県大会議案

I. 情勢認識	7
1. 一般情勢	
2. 農業をめぐる情勢	
3. J A をめぐる情勢	
II. 基本方向	24
III. 具体的取り組み事項	26
1 持続可能な食料・農業基盤の確立	
2 持続可能な地域・組織・事業基盤の確立	
3 不断の自己改革の実践を支える経営基盤の強化	
4 協同組合としての人づくり	
5 「食」「農」「地域」「J A」にかかる県民理解の醸成	
IV. 大会宣言	49
参 考 資 料	51

第 37 回 J A 千葉県大会決議事項 成果と課題

第 37 回 J A 千葉県大会決議事項成果と課題

I 基本方向と共通目標について

第 37 回 J A 千葉県大会では、基本方向と共通目標を次のとおり設定しました。

1. 基本方向

J A グループのめざす姿は、J A 綱領の理念を示したものであり、J A が「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」として今後も変わらず実現をめざすべき姿です。

- (1) 地域の農業を守り育て消費者の信頼に応え、安全で安心な千葉県農産物を安定的に供給することによって、農家組合員の所得増大を支援している姿。
- (2) J A 総合事業を通じて、協同の力で豊かな暮らしやすい地域社会の実現に貢献している姿。
- (3) 次世代の組合員・地域の方々とともに、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として存立している姿。

2. 共通目標

- 目標 1 本県農業産出額全国第 2 位の奪還
- 目標 2 総ての J A で事業利益の確保
- 目標 3 組合員との対話活動の実践

3. 共通目標は達成できたか？

(1) 目標 1 本県農業産出額全国第 2 位の奪還

令和元年の千葉県の農業産出額は 3,859 億円で、平成 30 年に引き続き全国第 4 位にとどまっています。加えて、令和元年は房総半島台風等の度重なる影響もあり、平成 30 年と比較して 400 億円減少しました。

(2) 目標 2 総ての J A で事業利益の確保

県下全 J A において、平成 30 年度～令和 2 年度までの間、単年度事業利益は確保できました。

(3) 目標 3 組合員との対話活動の実践

正組合員に対しての訪問活動は、事業推進・広報誌配布（支店だより）を中心とし、全 J A で行われています。うち 16 J A は年 12 回以上の実践がされています。准組合員に対しての訪問活動は、事業推進・広報誌配布（支店だより）を中心とし、全 J A で行われています。うち 11 J A は年 12 回以上の実践がされています（令和 2 年度全 J A 調査より）。平成 29 年度に実施した全 J A 調査と同水準で推移したこととなります。

Ⅱ 具体的取り組み事項の成果と課題

具体的取り組み事項の成果と課題については、以下のとおりです。

1 「農業者の所得増大」と「農業生産の拡大」へのさらなる挑戦

1. 農業者の所得増大 ～付加価値の増大と新たな需要・販路の開拓～

- ① 地元や地域内での直接販売(16 J A)やインターネット販売等(10 J A)の取り組みが進展し、実需者提携米や米の全量買取販売等の販売が増加しました。
- ② 園芸品目における流通コスト削減、肥料の事前共同購入、農薬の大型規格化、農機の共同購入等によるコスト低減等の取り組みが各 J A で進みました。しかし、農業者の所得向上という J A 自己改革の目標達成に向け、引き続き、コスト低減の取り組みが必要です。
- ③ 輸出の実施(5 J A)、6 次産業化・農商工連携(11 J A)、GI 制度・地域商標登録(5 J A)等を活用したブランド化への取り組みが進んでいますが、取り組み状況は J A により濃淡があります。
- ④ 生産履歴記帳、GAP、残留農薬自主検査等の取り組みが各 J A で進みましたが、取り組み状況は J A により濃淡があります。今後も生産者理解向上を図るなど、安全・安心な農産物の供給に向けて、継続的取り組みが必要です。
- ⑤ 直売所については、来店者減少、出荷量・出荷者確保、収支の改善、店舗再編が課題となっています。

2. 農業生産の拡大～労働力確保機能の強化と担い手経営体の生産拡大～

- ① 本県の重要課題である労働力確保対策については、8 J A で無料職業紹介所を開設し、7 J A で求人 WEB サイトに登録がされています。しかしながら、外国人技能実習生については、新型コロナウイルスの感染拡大による出入国制限により就農が遅れるという事態が生じています。農業労働力を国外に依存するという課題が浮き彫りとなりました。今後は、特定技能外国人活用とともに、地域での労働力確保という観点での取り組みが必要となります。
- ② 後継者確保と新規就農者対策についてはほぼ半数の J A で取り組んでいますが、進展する農業者の高齢化、離農、耕作放棄地の増加などの状況を踏まえると改めて、「今後、誰が、地域の農業を担うのか？」という観点から 後継者の確保を検討する状況にあります。また、集落営農の組織化・法人化・広域連携の取り組みも併せて実施する必要がありますが、その取り組みは 7 J A と限定された状況にあります。地域での担い手不足、リーダーの不在、高齢化、行政や関係機関との連携が課題となっています。
- ③ 農業経営改善支援については青色申告支援を中心とした支援となりました。千葉県農業者総合支援センターとの連携のもと担い手等に対する総合的な支援を行い、個別農家の所得向上を図る必要があります。
- ④ 都市農業の取り組みについては、特定生産緑地制度の周知を進めました。引き続き関係機関と連携した取り組みが求められます。
- ⑤ 全 J A 調査によれば、全 J A で「総合相談に応え得る職員の育成」に取り組んでいます。しかし、他部門、本支所と担い手担当部署との連携強化を踏まえ、取り組みの促進を図る必要があります。

2 「地域の活性化」へのさらなる貢献

1. JA総合事業を活かした地域の活性化

- ① 生活インフラ機能の発揮については、金融共済事業、厚生・介護事業、健康増進・高齢者福祉活動等を通じたサービス提供や、円滑な事業承継に向けた取り組み(相談室の設置、顧問税理士の配置、店舗再編等)を進めました。
- ② 各JAにおいて、学童農園や農業体験による食と農についての理解促進、農業まつり・JA感謝祭等により地域コミュニティの活性化の取り組みが実施されています。しかし、新型コロナウイルスの感染拡大はイベント等の開催・実施に大きな影響を与えました。
- ③ 観光事業としては、さまざまな旅行・催し、農業後継者への結婚活動支援に取り組みました。今後もコロナ禍の情勢を見極めながら、取り組みを継続する必要があります。

3 「組合員のアクティブ・メンバーシップ」の確立

1. 正・准組合員のメンバーシップ強化

- ① 多様な組合員の「願い」の把握・共有については、組合員加入方針を整備したうえで、正・准組合員の加入促進、訪問活動による組合員の意思確認、支所運営委員会等による組合員の意見収集、年金友の会等事業利用者組織の組織化を進めました。規制改革実施計画が閣議決定されたことを受け、准組合員の意思反映・事業利用についての方針を総代会で決定することが求められています。
- ② JAの総合施策を通じた組合員のメンバーシップ強化については、各JA独自の取り組みを行い、地域農業・JAの理解促進、JA事業の複合利用の促進を実施しました。農業者の減少、地域内の総体人口が減少するという見通しの中で、組織基盤の維持・拡充は大きな課題です。
- ③ 青年組織・女性組織のメンバーシップ強化と活性化については、女性部員増員、若手農業者の積極的加入促進、青年・女性組織からの理事登用、参与への登用促進を進めました。しかし、直近のデータによれば、「女性部5千人運動」の目標に対し、500人以上の増員が必要な状況にあります。また、女性の運営参画目標に対する状況は下表のとおり未達な状況にあります。

	理事等	総代	正組合員
目標①	15%以上	15%以上	30%以上
県全体における割合②	8.4%	4.6%	19.4%
②=①	▲6.6	▲10.4	▲10.6

2. 准組合員の「農」に基づくメンバーシップ強化

- ① JAの事業・活動を通じた「農業応援団」拡大の取り組み及び准組合員の「意志反映」「運営参画」の強化については、不断の自己改革宣言や准組合員にかかる意思反映・運営参画促進要領制定に取り組み、准組合員の位置づけ明確化を図りました。また、各種イベントも含め、准組合員加入促進、広報誌・SNS等を活用した准組合員への情報発信を行いました。引き続き、加入促進や意志反映、運営参画促進への取り組みが必要です。
- ② 「組合員の拠り所」としての支所(店)機能の強化については、1支所1協同活動による活動への取り組み(イベント、女性部活動等)がありますが、県全体としては、低調なものとなっています。

4 「自己改革の実践を支える」JA経営基盤」のさらなる強化

1. 経営基盤の強化

- ① JA経営基盤強化戦略の策定・実践については、収支シミュレーションは全JAで実施されました。また、各JAにおいては、この収支シミュレーションに基づく改善具体策を策定し、令和3年度からの事業計画へ反映し、経営改善の取り組みが進められているところです。しかし、早期警戒制度(※)に対応する収支シミュレーションの精緻化とPDCAサイクルの一層の強化・確立が必要となります。
なお、個別JA対策として全農千葉県本部・農林中金・県中央会が連携して取り組みを支援する「営農・経済事業成長・効率化プログラム」はこれまで、県下3JAが導入し実施をしています。
- ② 信用事業によるJA総合事業の支援・補完については、融資体制の整備や担い手等への訪問強化等により融資対応を強化するとともに店舗・ATMの再編に取り組みました。農業関連融資・住宅ローンを中心に県下の貸出金は大きく伸長しています。
- ③ 改正農協法に基づく理事構成要件については、全JAがその要件を満たしています。コンプライアンス態勢強化、各業務プロセス等の整備、内部監査部門強化の取り組みを進めましたが、不祥事の根絶には至っていません。引き続き、女性・若手の役員登用を進めることによって、幅広い層の経営参画を図るとともに、コンプライアンスの徹底、内部管理態勢の強化を図る必要があります。

※早期警戒制度：農林水産省における「系統金融機関向けの総合的な監督指針」において、系統金融機関の経営の健全性を確保していくための手法として位置づけられる、収益性・信用リスク・市場リスク・流動性リスクについてオフサイト・モニタリングを通じて早め早めの経営改善を促していく仕組み

2. 自己改革の実現を目指した組織再編の取り組み

令和2年3月に設置された「JAグループ千葉総合審議会」において、中央会会長からの諮問に基づき、「将来を見据えた合併構想と合併実現のための諸課題の解消方策等」について審議が継続されています。

3. 協同組合運動を担う人づくり

協同組合理念を実践するための人づくりを進めるため、職員研修等で経営理念・戦略等の徹底を図るとともに、人材育成基本方針の策定に取り組みました。この結果、県下11JAで人材育成方針が策定されました。組合員ニーズの多様化や急速なデジタル化の進展の中で、現行の人材育成方針の見直しや人事制度・職場環境づくりを確立していく必要があります。

IV JAグループ千葉としての情報発信

1. 「食」と「農」と「協同組合」に係る理解浸透対策

コロナ禍において、各種イベントが実施できない中ではありましたが、学童農園や農業体験等の機会を通じた「食」「農」理解促進の取り組みが進められています。また、ホームページのリニューアルは各団体において、進められているところです。

2. JA広報活動の位置づけの明確化とJAグループ広報活動の展開

メディア、各種イベントや広報誌等を活用し、トップ広報の展開を進めるとともに、組合員訪問活動、広報誌・コミュニティ紙の発行等、SNSの活用等により取り組みを進めました。県域団体においては、構成団体との連携協調を図るため、JAグループ広報協議会を設置しました。この協議会において、「全JAのJA広報誌を読んでいる方に同じ情報を届ける」ことを目的として県下統一広報企画を実施しています。また、同協議会で検討を重ね、JAグループのPR動画を作成し、令和3年3月にリリースをしています。

情報入手の方法が多様化し、今後のデジタル化が進展する中で、「誰に、何を、どんな方法で」広報を行うのが、重要な要素となります。

第 38 回 J A 千葉県大会議案

「持続可能な食料・地域・事業・経営基盤の実現」

～食と農を基軸として地域に根ざした
協同組合である続けるために～

I. 情勢認識

1. 一般情勢

新型コロナウイルス感染症の拡大は、わが国の社会、人々の生活に甚大な影響をもたらし、日本経済は深刻な打撃を受け、未だ危機の出口が見えていません。このような中、SDGsをはじめとした持続可能な社会実現へ向けた社会からの要請の強まり、行政手続きの大幅な簡素化に向けて進展するデジタル化、地球温暖化と密接な関係があるといわれる自然災害の頻発化など、まさに極めて大きな時代の転換期にあるといえます。

(1) SDGs をめぐる情勢

「持続可能な開発目標（SDGs）」は、地球規模での環境・社会問題が深刻化するなかで、国際社会が協調して問題解決を図る観点から、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載される形で2015年の国連サミットで採択され、17の目標が設定されました。政府は、「SDGsアクションプラン2020」を策定し、「行動の10年」として2030年の目標達成に向けた取り組みを加速化していくことを示しています。

SDGs がめざすのは、経済・社会・環境の3つの側面であり、17の目標はこの3つの分野に位置づけられています。1つの取り組みを通じて複数の目標達成を実現するなど相互に関わりあう内容となっており、各々の置かれた環境を踏まえてSDGsの達成に向けた方針を策定し、社会的使命や役割を明確にしていくことが求められています。

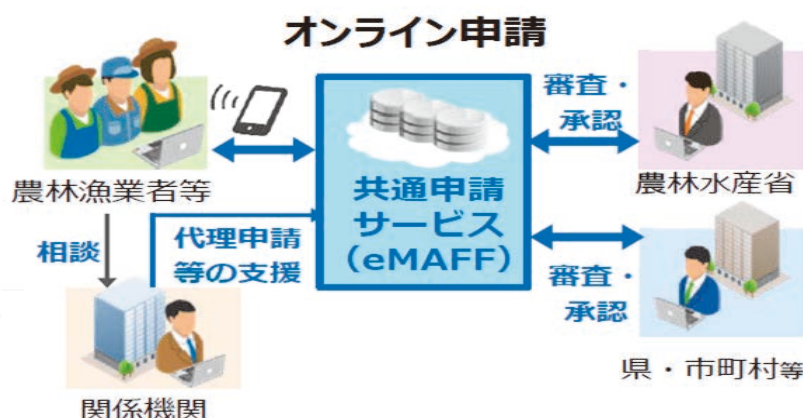
J Aグループでは、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に賛同し、令和2年5月に「J AグループSDGs取組方針」を制定し、その達成に向けて事業・活動に取り組むことを掲げました。J Aグループは「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」として総合事業を展開していることから、各取り組みを通じてすべての目標の達成に貢献できる可能性があります。協同組合として具備している「相互扶助」「助け合い」の考え方は、SDGsの「誰一人残さない」という理念と共通しています。これからの10年がSDGsの達成に非常に重要な期間となるため、取り組みを加速化していく必要があります。



資料：「J AグループSDGs取組方針」 J A全中作成

(2) デジタル化をめぐる情勢

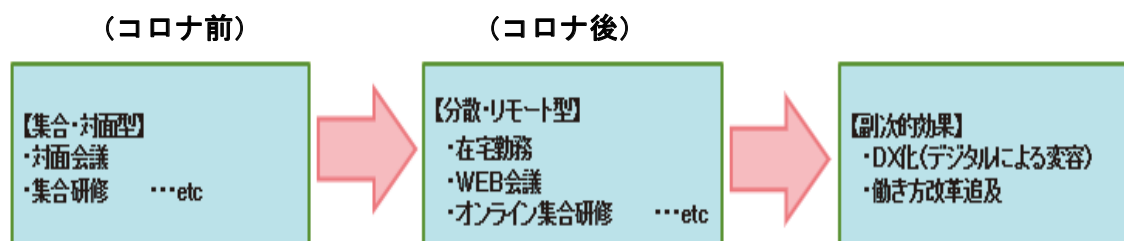
近年、著しい情報技術の発展が進む中、政府は、デジタル化を社会的課題と位置づけています。2021年9月には「デジタル庁」が発足しましたが、このデジタル庁は、国全体のデジタル化を主導し、2025年度までに国と地方のデジタル社会形成にかかるインフラ整備を完了するとしています。このことにより、行政手続きの大幅な簡素化、省力化、政策の迅速な立案・実行が期待されています。農水省でもeMAFF(農林水産省共通申請サービス)導入により、補助金の申請などの行政手続の2022年度100%オンライン化をめざしています。



資料：オンライン申請「eMAFF共通サービス」農林水産省作成

(3) コロナ禍をめぐる情勢

新型コロナウイルス感染症の拡大は、わが国の経済、人々の生活に深刻な影響をもたらしています。コロナ禍による生活様式の変化や多くの企業でのテレワーク実施など働き方の変化に伴い、多様化が進み新たな兆候が生まれています。これらの一部は、コロナが収束した後も定着するものと考えられます。



2. 農業をめぐる情勢

(1) 10年後の将来見通し

【農業従事者・農地】

- ・2030年の基幹的農業従事者は2020年と比べ千葉県で3割、全国は4割減少の見込み、うち65歳以上の従事者の割合は77%と全国より高い状況
- ・農地面積はさらに減少し、耕作放棄地もさらに増加する見込み

	2010年	2020年(現在)	2030年(推計)		
				2020年対比増減率	
①千葉県基幹的農業従事者数	7.8万人	5.0万人	3.4万人	△32%	↓
うち65歳以上 (全体に占める割合)	4.5万人 (56%)	3.4万人 (67%)	2.6万人 (77%)	△23.5%	↓
②全国基幹的農業従事者数	205万人	136万人	83万人	△39%	↓
うち65歳以上 (全体に占める割合)	125万人 (61%)	95万人 (70%)	57万人 (70%)	△40%	↓
③農地面積(千葉県)	12.8万ha	12.4万ha	11.8万ha	△4.8%	↓
④農地面積(全国)	459万ha	437万ha	392万ha	△10.3%	↓
⑤耕作放棄地(千葉県)	17,963ha	20,727ha	24,507ha	+18.2%	↑
⑥耕作放棄地(全国)	39万ha	48万ha	58万ha	+20.8%	↑

(元データ)
 ①②農水省「農林業センサス」より推計(全中・全農)、③④農水省「耕地及び作付面積統計」、「農林業センサス」より推計
 ⑤⑥農水省「農林業センサス」「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」及び全農による推計

【農家数】

- ・10年後の本県の農家戸数は、総農家数及び販売農家戸数ともに現在より20%以上減少し、2020年対比では総農家数で12,600戸、販売農家数で9,500戸の減となる見込み

千葉県の農家戸数の推移

総農家戸数および販売農家戸数ともに年率で約3%の減少率で推移



* 2025年以降はトレンドによる推計値
 * 資料出所: 農林水産省「農林業センサス」

(全農千葉県本部作成資料より)

(2) 農業生産の動向

① 千葉県農業生産の位置（令和元年）

令和元年の本県の農業産出額は 3,859 億円と、26 年以降全国 4 位となっており、都道府県別の順位は、1 位が北海道で 1 兆 2,558 億円、次いで鹿児島県が 4,890 億円、茨城県が 4,302 億円となっています。

	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	全国
農業産出額 (億円)	北海道 12,558	鹿児島県 4,890	茨城県 4,302	千葉県 3,859	宮崎県 3,396	89,387
生産農業所得 (億円)	北海道 5,368	鹿児島県 1,481	茨城県 1,470	熊本県 1,442	千葉県 1,233	33,403

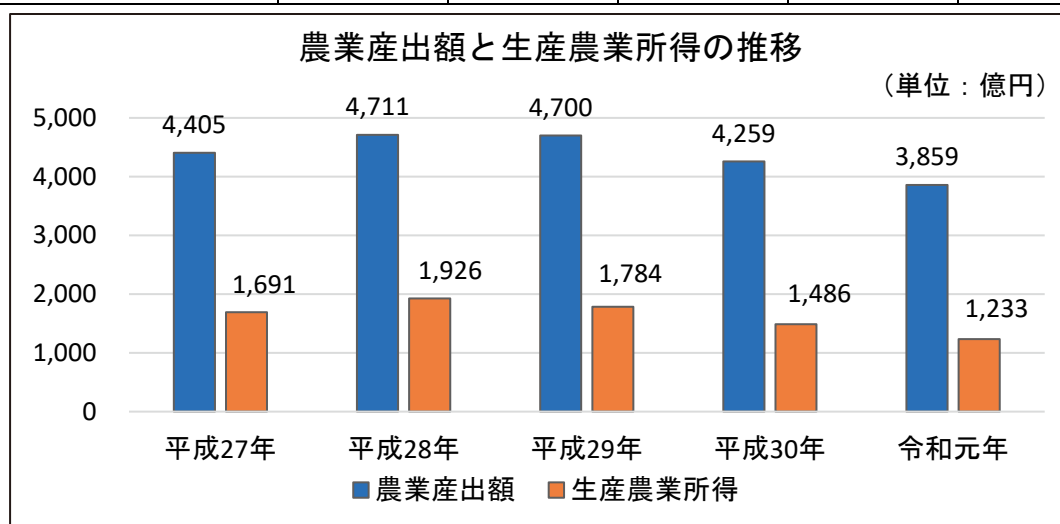
資料：農林水産省「令和元年農業産出額及び生産農業所得（都道府県別）」

② 過年度における千葉県の位置

過去 5 年間の本県の農業産出額をみると、28 年をピークに年々減少しており、特に令和元年は、台風 15 号等の自然災害の影響で最低となり、品目別には、野菜が 1,305 億円（全国第 3 位）、豚が 442 億円（同第 4 位）、鶏が 425 億円（同第 5 位）となっています。

直近 5 年間では生産農業所得および所得率も令和元年が最低となっています。

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
農業産出額 順位 (億円)	4 位 4,405	4 位 4,711	4 位 4,700	4 位 4,259	4 位 3,859
生産農業所得 順位 (億円)	2 位 1,691	3 位 1,926	3 位 1,784	3 位 1,486	5 位 1,233



資料：農林水産省「農業産出額及び生産農業所得」

※農業産出額：農産物の品目別生産量から種子、飼料等の中間生産物を控除した数量に、当該品目別農家庭先価格を乗じて得た額の合計値。

※生産農業所得：農業総産出額から物的経費（減価償却費及び間接税を含む）を控除し、経常補助金等を加算した農業純生産（付加価値額）。

③ 農業経営体の状況

令和2年の農業経営体の状況をみると、個人経営体数は34,459経営体で平成27年と比較すると、9,662経営体が減少（21.9%減）した一方、団体経営体数は961経営体と97経営体の増加（11.2%増）となっています。

特に、団体経営体の法人数は895経営体と、27年に対し152経営体が増加（20.5%増）し、団体経営体に占める法人の割合は93.1%となる等、個人経営体の減少の反面、団体経営体（法人化）の増加が顕著となっています。

【農業経営体数】

（単位：経営体）

区分	農業 経営体	個人経営体	団体経営体	
				法人経営体
令和2年(2020年)	35,420	34,459	961	895
平成27年(2015年)	44,985	44,121	864	743
増減数	△ 9,565	△ 9,662	97	152
増減率(%)	△ 21.3	△ 21.9	11.2	20.5

資料：2020年農林業センサス

令和2年の経営耕地面積規模別の農業経営体数を平成27年と比較すると、全体の92.6%を占める5ha未満の層が32,797経営体と、9,831経営体の減少（23.1%減）となっています。

その一方、5～20ha層は134経営体の増加（6.2%増）、20ha以上の層は132経営体の増加（71.0%増）となっていることから、経営耕地面積規模の小規模経営体が大きく減少する半面、大規模の組織経営体の増加がみてとれます。

【経営耕地面積規模別 農業経営体数】

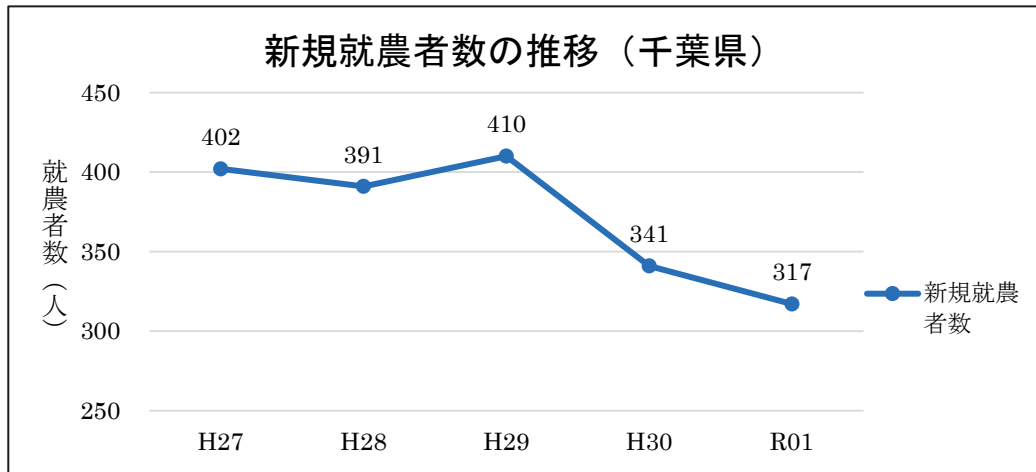
（単位：経営体）

区分	令和2年 (2020年)	平成27年 (2015年)	増減	増減率(%)
20ha以上	318	186	132	71.0
5～20ha	2,305	2,171	134	6.2
1～5ha	18,145	23,650	△5,505	△23.3
1ha未満	14,652	18,978	△4,326	△22.8
計	35,420	44,985	△9,565	△21.3

資料：2020年農林業センサス

新規就農者数については、平成 24 年度に始まった「農業次世代人材投資資金（旧青年就農給付金）」が就農の後押しとなり 300 人から 400 人前後となっています。しかし、30 年度以降の減少は、他産業の労働需要の増加により雇用情勢が回復したことによるものと考えられます。

令和 2 年の農業従事者は 83,894 人で、このうち実質的な農業の担い手である基幹的農業従事者は 50,328 人（60%）となっています。基幹的農業従事者は 22 年から 2.8 万人減少し、加えて、65 歳以上の者の占める割合は毎年上昇しています。



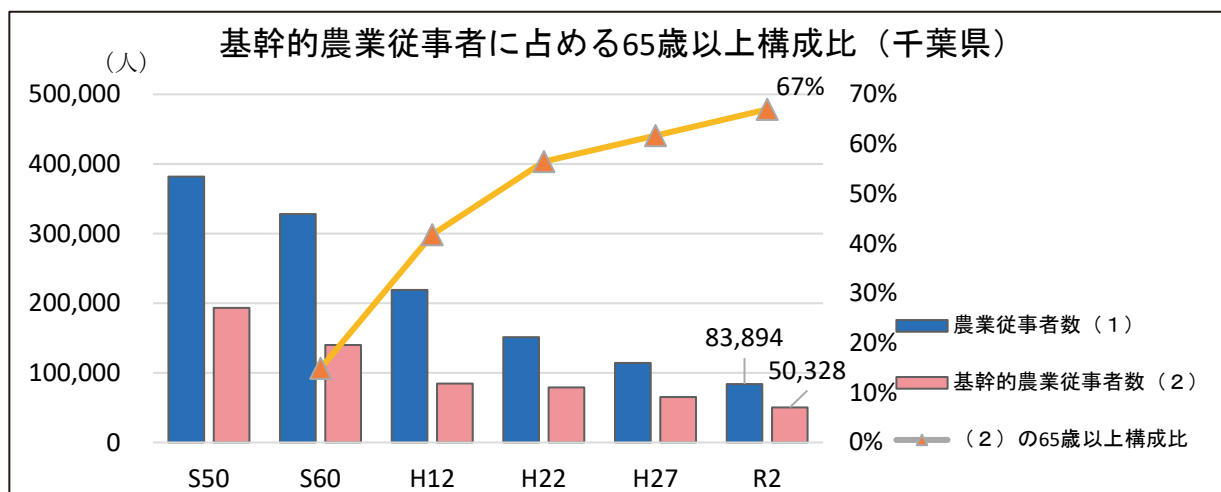
資料：千葉県農林水産業の動向（R3）

【農家人口と農業従事者数（千葉県）】

（単位：人、%）

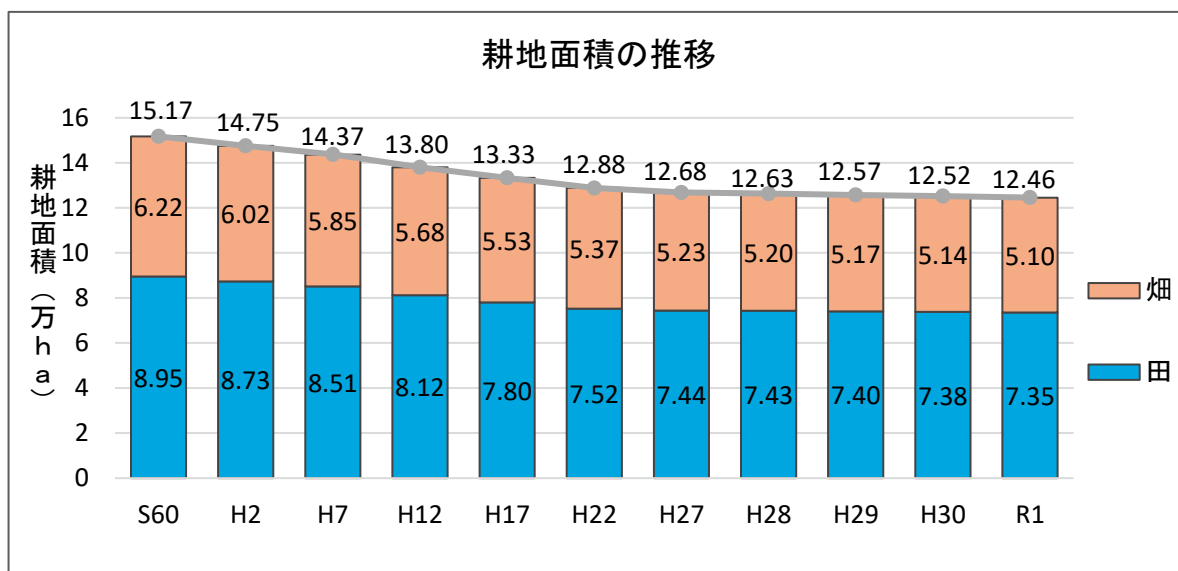
	平成 22 年 (2010 年)	平成 27 年 (2015 年)	令和 2 年 (2020 年)	H22～R2 年	R2 年/H22 年
農業従事者数	151,126	114,221	83,894	△67,232	△44.5
うち 65 歳以上構成比	39.5	44.5	53.5	+14.0	—
基幹的農業従事者数	78,904	65,099	50,328	△28,576	△36.2
うち 65 歳以上構成比	56.5	61.7	67.0	+10.5	—

資料：農林業センサス、千葉県農林水産業の動向



資料：農林業センサス、千葉県農林水産業の動向

また、耕地面積は、農業従事者の高齢化などにより年々減少しており、昭和 60 年対比で 82%の面積まで減少しています。



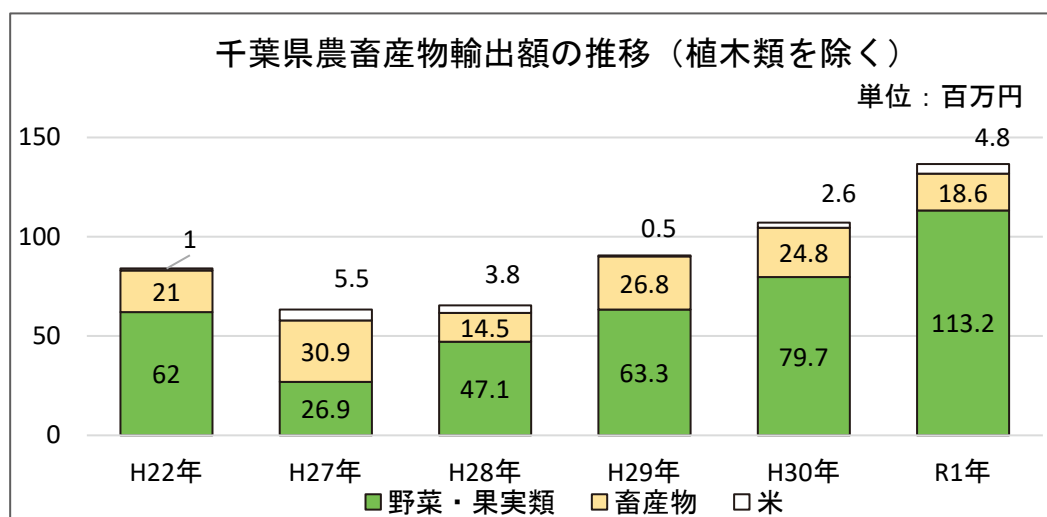
資料：農林水産省 耕地及び作付面積統計

年々、農業従事者等の減少と高齢化が進む中、次世代の地域農業の担い手を確保するために、後継者対策をはじめ、新規就農者に対する支援などの取り組みが求められています。

また、農業生産の拡大・維持に向け、農業労働力の確保は喫緊の課題であり、農業者のニーズに合わせた短期雇用対策も踏まえ、職業紹介事業の活用、外国人材の受入れなど様々な取り組みを通じて、担い手に対して労働力確保を支援する取り組みが必要となっています。

④ 農畜産物の輸出状況

令和元年の農畜産物の輸出額は 16 億 6,200 万円で、植木類が 15 億 2,500 万円と全体の 92%を占めています。そのうち、野菜・果実類は 1 億 1,320 万円と、平成 22 年対比でプラス 82%(+5,120 万円)の大幅増となっています。



資料：千葉県農林水産業の動向

⑤ 食料自給率

令和元年度の日本の食料自給率はカロリーベースで 38%（平成 30 年度：37%）となっていますが、千葉県の食料自給率は 24%（平成 30 年度 26%）で、全国第 35 位（30 年度：34 位）となっています。

千葉県の食料自給率が低い理由としては、熱量が低い野菜等の生産が多いこと、人口が多いこと、令和元年は台風被害の影響を受けたことがあげられます。

【令和元年度都道府県の食料自給率及び全国順位（概算値）】

全国順位	都道府県	食料自給率			人口（参考）
		カロリーベース	（生産額ベース）		
	全 国	38%		66%	126, 167 千人
1 位	北海道	216%	4 位	211%	5, 250 千人
2 位	秋田県	205%	8 位	163%	966 千人
3 位	山形県	145%	6 位	191%	1, 078 千人
8 位	鹿児島県	78%	2 位	275%	1, 602 千人
13 位	茨城県	66%	14 位	122%	2, 860 千人
16 位	宮崎県	60%	1 位	284%	1, 073 千人
35 位	千葉県	24%	31 位	59%	6, 259 千人
45 位	神奈川県	2%	45 位	12%	9, 198 千人
46 位	大阪府	1%	46 位	6%	8, 809 千人
46 位	東京都	0%	47 位	3%	13, 921 千人

資料：令和元年度都道府県別食料自給率（概算）、総務省「人口推計」（令和元年 10 月 1 日現在）

⑥ 都市農業の情勢

県内の生産緑地面積は、令和 2 年 12 月末時点では、千葉市ほか 22 市で 3,885 地区、1,051ha となっています。

国においては、平成 29 年の特定生産緑地制度の創設や、30 年度税制改正における農業者同士による貸借等において相続税納税猶予制度等の適用が可能となるなど、税制上の優遇措置が図られています。今後は、多くの生産緑地の指定が解除され農地面積の大幅な減少が危惧される、所謂「2022 年問題」をめぐる特定生産緑地制度の活用等の対策を講じる必要があります。

（３）水田農業

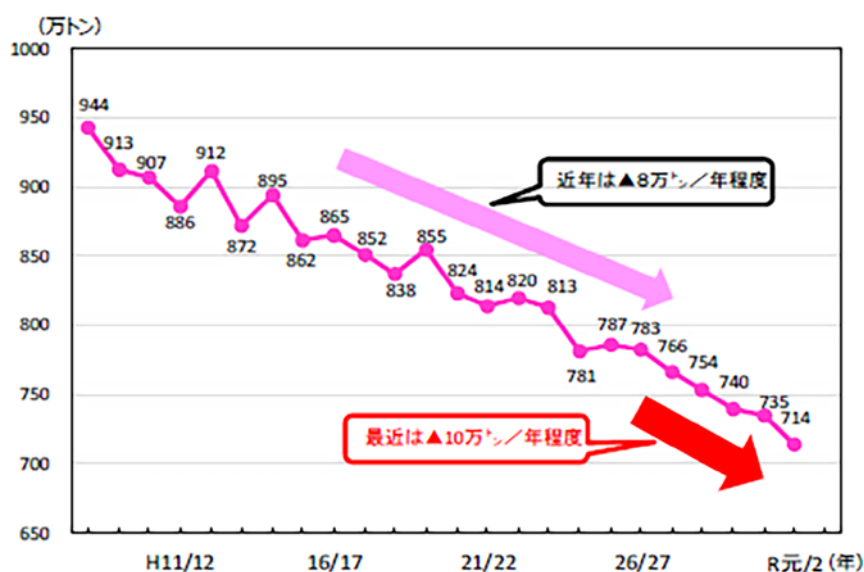
主食用米の需要は、年間 10 万 t 程度の減少幅で推移しています。また、新型コロナウイルス感染拡大は、インバウンドの激減や休校、外食自粛、イベント等の中止から、業務用仕向けの多い品目を中心に大きな影響を及ぼしております。

主食用米の需要減に、このコロナ禍の影響による減少が追い打ちをかけた形となっており、令和 2 年産米の全国作況指数が「99」（本県も同）となっているにもかかわらず、大幅な需給緩和に陥っています。

国は、令和3年産の主食用米の適正生産量を、前年より30万t少ない693万tと提示したことから、千葉県農業再生協議会において、280,041t（前年比△2,451t）、面積換算51,478ha（面積換算前年比△642ha）を生産目安として設定し、非主食用米とりわけ飼料用米への転換を促しています。

今後も、消費拡大の取り組みを含め、主食用米価格維持のため、関係機関と連携した需要に応じた生産が大きな課題となっています。

【主食用米の需要量の推移】



（農水省 令和3年2月公表「基本指針」）

（４）国際貿易交渉

国際貿易をめぐる情勢は、TPP11（平成30年12月）、日EU・EPA（平成31年2月）の発効等により、国内農業はこれまで以上の厳しい国際競争に晒されることとなりました。

英国のEU離脱に伴う日英貿易協定については、農産物の関税削減・撤廃は日EUとのEPAの範囲内（同じ内容）で大筋合意のうえ令和3年1月に発効しています。令和元年9月に合意した日米貿易交渉は、バイデン新大統領の就任（令和3年1月）以降は、新型コロナウイルス対策を優先したことから、具体的な日米間の農産物貿易に係る新大統領としての言及はありません。

また、RCEP(地域的な包括的経済連携)協定については、令和3年4月の参議院本会議で承認されました。農業分野の重要5品目(米・麦・牛豚肉・乳製品・甘味資源作物)、鶏肉・鶏肉調製品は関税削減・撤廃の対象から除外されましたが、国は、農林水産物の関税撤廃の品目の割合は、TPP、EU・EPAより低い水準であり、政府は特段の影響はないと判断していますが、今後の情勢の見極めと対策が必要となっています。

3. J Aをめぐる情勢

(1) J A自己改革の実践

J A自己改革の取り組みについては、実践とあわせて成果の「見える化」等の取り組みをすすめ、令和元年5月を期限とする農協改革集中推進期間は終了を迎えました。6月の規制改革推進会議「第5次答申」では「一定の進捗が見られた」と評価を受けたが、「農業者所得の向上」「一層の資材価格の引き下げ」「信用事業の健全な持続性」の3点が課題であるとの認識が示されました。

これを受け、農業者の所得向上に向けた取り組みの継続・強化に向けて「不断の自己改革」の取り組みを実践するとともに、J A全中は第28回J A全国大会決議「持続可能なJ A経営基盤の確立・強化」の取り組みを加速化させるという方向性を対外的に公表しました。本県でも令和2年2月に「J Aグループ千葉『J A経営基盤の確立・強化の対応方針』」を決定し、「収支シミュレーションに基づく目標利益の算定」、「経済事業の収益力向上・収支改善に向けた実践具体策の策定」「店舗・ATM再編の検討」を進めています。

また、農林水産省が継続して実施している認定農業者等へのアンケート結果によっては、政府の求める「農協改革」に拍車がかかる恐れがあったため、組合員判断を示すものとして、J Aグループは正・准組合員を対象に平成30年12月～令和元年12月に「J Aの自己改革に関する組合員調査」を実施しました（回収率：正組合員63.4%・准組合員43.8%、組合員全体54.1%）。調査結果は以下のとおり。

《J Aの必要性・総合事業の継続》

項目	回答内容	全国	千葉県
J Aの必要性	必要な存在・どちらかといえば必要な存在とする回答	93.7%	93.4%
総合事業の継続	継続すべき・どちらかといえば継続すべきとする回答	91.7%	92.1%

《営農関連事業への期待度・満足度・改善度》

	期待度		満足度		改善度	
	「期待している」 「やや期待している」		「満足」 「やや満足」		「改善した」 「改善しつつある」 「もともと良い」	
	全国	千葉県	全国	千葉県	全国	千葉県
営農指導事業	80.7%	80.4%	66.7%	68.8%	83.9%	87.7%
農畜産物販売事業	76.6%	78.1%	61.4%	64.4%	84.5%	87.8%
生産資材購買事業	72.6%	74.5%	60.6%	63.7%	84.3%	87.0%

《地域農業の振興や地域づくりの応援・准組合員の事業の利用の制限》

項目	回答内容	全国		千葉県	
J Aの地域農業の振興や地域づくり活動の応援	准組合員のうち「応援したいと思う」「どちらかといえば、応援したいと思う」	96.1%		96.1%	
准組合員の事業利用制限	「制限しない方がよい」	正組 87.1%	准組 92.2%	正組 88.9%	准組 91.7%

加えて、令和2年7月閣議決定の規制改革実施計画では、准組合員の事業利用制限にはふれられず「農協の自己改革の中で准組合員の意思を経営に反映させる方策について検討を行い、必要に応じて措置を講じる」とされました。このことから、各JAで准組合員の位置づけの明確化および意思反映・運営参画にかかる要領の作成等の取り組みを進めました。

さらに、各JAの令和3年度通常総(代)会において「不断の自己改革」取組宣言を特別決議し、①「組合員の判断」として准組合員の事業利用等を認めること、②今後とも経営基盤強化とあわせて「不断の自己改革」に取り組むことを示しました。

令和3年3月末が期限であった改正農協法5年後見直し及び准組合員の事業利用規制については、「規制改革推進に関する答申」(6月1日)を受け、6月18日に「規制改革実施計画」が閣議決定されました。各JAが組合員との対話とそれに基づく方針を組合員の判断である総会で決定し、「自己改革実践サイクル」の構築と実践に取り組んでいくことで、農水省はこの進捗状況を把握することとなりました。

今後も、JAグループは、組合員との徹底した対話を重ね、組合員の声に基づき、「不断の自己改革」に取り組む必要があります。

(2) 規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定：抜粋)

農協改革の着実な推進

【実施期間：令和3年度以降順次措置】

＜実施事項＞

- a 農林水産省は、農協において、組合員との対話を通じて自己改革を実践していくため、以下の自己改革実践サイクルが構築され、これを前提として、農林水産省(都道府県)が指導・監督等を行う仕組みを構築する。
 - ① 農協において、次の方針等を策定し、組合員との徹底的な対話を行い、総会で決定する。
 - (i) 自己改革を実践するための具体的な方針(信用事業に過度に依存するのではなく、経済事業の黒字化を図ることも目指し、それぞれの農協が置かれている事業環境に応じて、農業者の所得向上につながる実績を判断するためのKPI等の目標を質の高い形で設定しつつ、農業者の所得向上に取り組むための具体的な行動内容等を定める)
 - (ii) 中長期の収支見通しについてのシミュレーション(農業者の所得向上に取り組むべく、健全で持続性のある経営を確保する観点から、経済事業はもちろん、全ての事業について将来の見通しを作成する)
 - (iii) 准組合員の意思反映及び事業利用についての方針(准組合員の意思反映に関する仕組みを明確化するとともに、事業利用について、組合員が具体的な利用状況を把握した上で、農業者の所得向上を図るとの農協改革の原点に立って判断するものとして定める)
 - ② 農協は、①の方針等や事業計画等に基づいて、自己改革のための具体的アクションを実行する。

- ③ 農協は、毎年、自己改革の実績や取組状況等について、①の方針等との比較・分析を含め、組合員に丁寧に説明するとともに、組合員の評価と意向を踏まえ、更なる改革の取組のため、事業計画への反映や方針等の修正等を行う。
- ④ この一連のプロセスを毎年継続して実施していく。
- b 農林水産省は、全国組織において、農協がaの①の方針等を策定するに当たって助言、優良事例の横展開等を図るとともに、自ら生産資材価格、輸出、他業種連携、販売網の拡大等の農業者の所得向上のための改革を実施し、これらを通じ、農協に対する支援等を行うための仕組みを構築する。
- c 農林水産省は、aの①の方針等の作成に当たっての助言、②の具体的アクションのヒアリング等を行いつつ、毎年、自己改革の実績等について報告を求め、進捗状況、収支状況等を把握し、農協や全国組織における取組の加速化・見直し等が求められる場合には、自律的な改革の継続・強化や経営の健全性・持続性の確保等の観点から、農協改革の原点に立って、必要な措置を検討・実施する。

【当面の課題と取り組み（令和2年11月、全中理事会）】

規制改革 実施計画	主な課題	必要となる主な取り組み
実施 事項a	国内農業への資金提供強化の出融資の仕組み検討	※農水省・農林中金において具体策を検討中
実施 事項 b	ア) 農業者の所得向上に向けた取り組みの継続・強化 (農水省) 認定農業者アンケート (農水省) 農業者の所得増大事例 (農水省) 都市型JAの農業・食品産業への事業貢献	(1) 「不断の自己改革」の取り組みの実践 ①担い手評価向上に向けた対話運動 ②農業者の所得増大の実践(特に販売) ③都市型JAの農業・食品産業への事業貢献の見える化
	イ) 農協経営の持続性の確保 (農水省) JA版早期警戒制度の導入 (農水省) 国際金融規制にかかる法整備	(2) 持続可能なJA経営基盤強化の確立・強化、重大不祥事対応 ①経済事業の収益力向上・収支改善の取り組み ②店舗・ATM再編の取り組み ③市場運用をふまえた調達管理の取り組み ④JA版早期警戒制度の導入への対応 ⑤国際金融規制にかかる法整備への対応
実施 事項 c	ウ) 准組合員の意思反映 (農水省) 正・准組合員の事業利用状況調査	(3) 准組合員の意思反映の取り組み加速化
	エ) 「組合員の判断」の明示	(4) 「組合員の判断」の見える化

(3) 組織基盤の動向

① 将来人口にもとづく組織基盤の見通し

千葉県の実来人口は、10年後の2030年には598万人（△5.4%）に、30年後の2050年には県全体で530万人（△16.0%）となる見通しが表示されています。

10年後（2030年）の本県における65歳以上人口は30%、また全ての地区で人口の減少が見込まれている状況です。高齢化・人口減少の問題は、JAの事業や運営に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

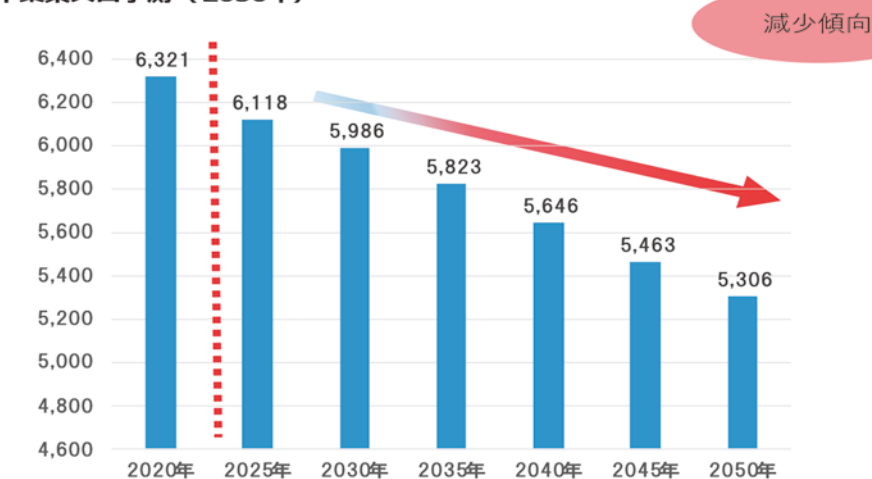
	2010年	2020年（現在）	2030年（推計）		
				2020年対比増減率	
①千葉県の人口	621万人	632万人	598万人	△5.4%	↓
うち65歳以上	132万人 (21%)	175万人 (28%)	181万人 (30%)	+3.4%	↑
②日本の総人口 (2020年対比)	128百万人	126百万人	119百万人	△5.6%	↓
うち65歳以上	29百万人 (23%)	36百万人 (29%)	37百万人 (31%)	+2.8%	↑
③65歳以上が50%以上を占める市町村数(全国) (全体に占める割合)	22 (0.6%)	63 (3.8%)	171 (10.3%)	+171%	↑
④65歳以上が50%以上を占める市町村数(千葉県) (全体に占める割合)	0 (0%)	1 (1.9%)	5 (9.3%)	+400%	↑

（元データ：国立社会保障・人口問題研究所、2020年は日本の総人口は総務省人口推計、千葉県の人口は4/1現在の千葉県年齢別・町丁字別人口）

千葉県の今後の人口推計について

（単位：千人）

千葉県人口予測（2050年）



資料出所：国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口（平成30年3月推計）」、千葉県「年齢別・町丁字別人口（2020年4月1日現在）」

2

（全農千葉県本部作成資料より）

千葉県における地区別の人口見通し

(単位：千人・％)

地区名(カッコ内は市町村数)	2020 年	2025 年	2030 年	2035 年	2040 年	2045 年
安房・木更津・君津地区(8)	450 100	429 95.3	413 91.8	395 87.8	376 83.6	357 79.3
夷隅・長生・山武地区(17)	423 100	386 91.3	360 85.1	332 78.5	305 72.1	277 65.5
市原・千葉・印旛地区(13)	2,353 100	2,300 97.7	2,254 95.8	2,196 93.3	2,132 90.6	2,066 87.8
東葛飾地区(9)	2,825 100	2,764 97.8	2,740 97.0	2,701 95.6	2,654 93.9	2,604 92.2
香取・海匠地区(7)	270 100	239 88.5	219 81.1	199 73.7	179 66.3	160 59.3
県計(54)	6,321 100	6,118 96.8	5,986 94.7	5,823 92.1	5,646 89.3	5,463 86.4

資料：国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口(平成 30 (2018) 年推計』

2020 年は 4 月 1 日現在の千葉県年齢別・町丁字別人口

※上段は人口、下段はすう勢

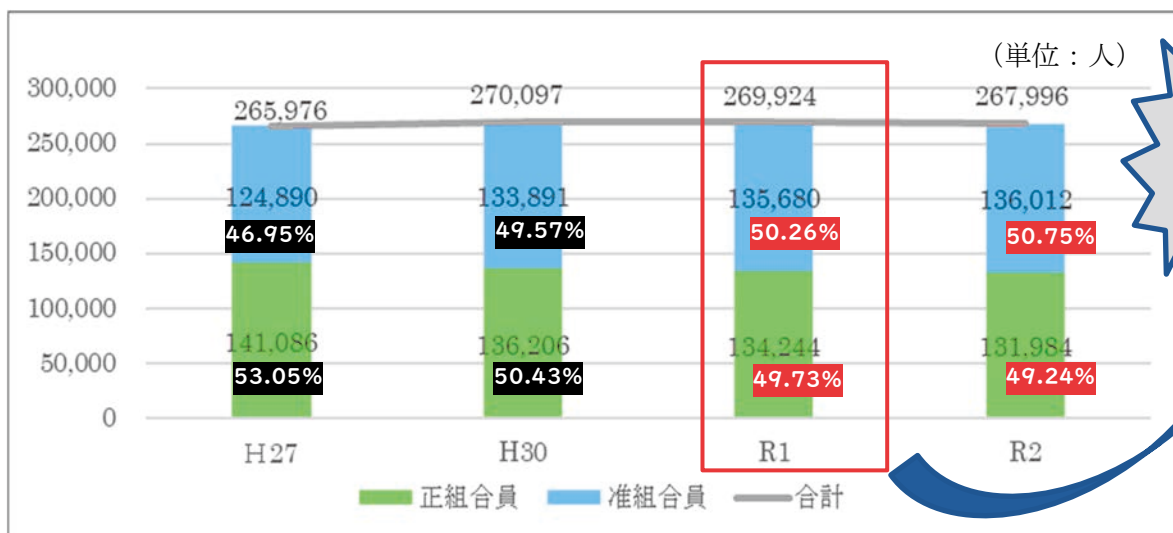
さらに、県内 J A グループの組織基盤は、農業就業人口の減少等により正組合員が減少していることに加え、約 8 割が 60 歳以上と高齢化が進んでいます。

一方で、准組合員は増加基調で推移していることから、組合員構造が大きく変化しています。しかしながら、准組合員も正組合員と同様に高齢化が進展しており、約 6 割が 60 歳以上となっています。

組合員の高齢化や世代交代により、組合員の「わが J A」意識が希薄化しているのが実態です。これまで、地域農業や J A を支えてきた層の減少・高齢化により、J A の組織基盤が揺らぎかけている状況にあるため、J A として次世代への円滑な事業継承の働き掛けを行うとともに、多様な組合員ニーズを把握し、ニーズに応じた新たな取り組みを実践することが求められています。

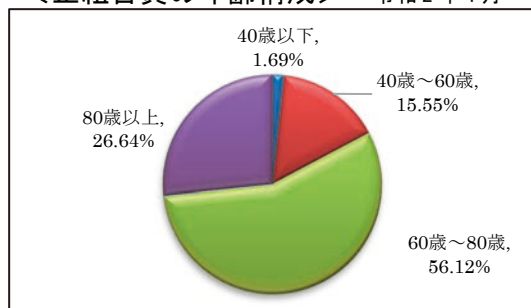
② 正・准組合員数の動向

令和元年の正・准組合員数の調査において、千葉県では正・准組合員数の逆転から組合員構成の変化が起きました（総組合員数 269,924 人の内、正組合員数 134,244 人、准組合員数 135,680 人と准組合員数が初めて正組合員数を上回った）。令和2年にかけても、正組合員は減少、准組合員数は増加基調で推移しています。

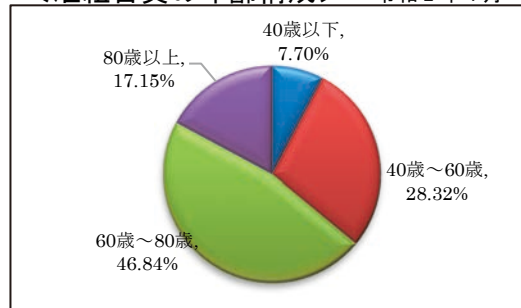


資料：「組合員数の推移」 J A 千葉中央会作成

＜正組合員の年齢構成＞ 令和2年4月

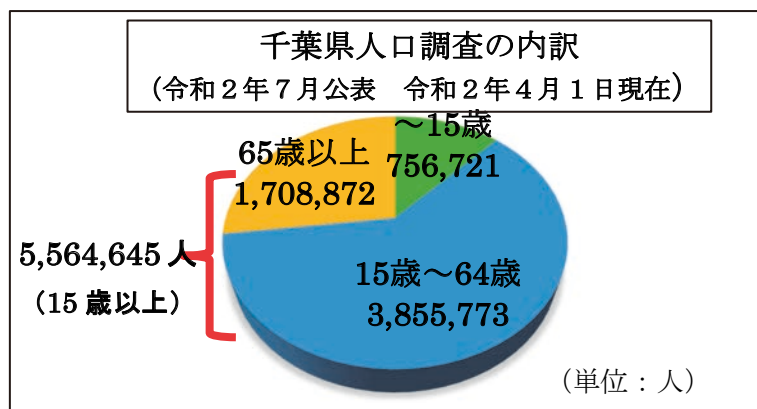


＜准組合員の年齢構成＞ 令和2年4月



③ 県内総人口に対する組合員数をめぐる情勢

令和2年7月に公表された千葉県人口調査（令和2年4月1日現在）において、千葉県の15歳以上総人口（5,564,645人）にしめる J A 組合員数の割合は4.8%となっています。また、県全体の世帯数にしめる正・准組合員戸数の割合は8.3%となっています。

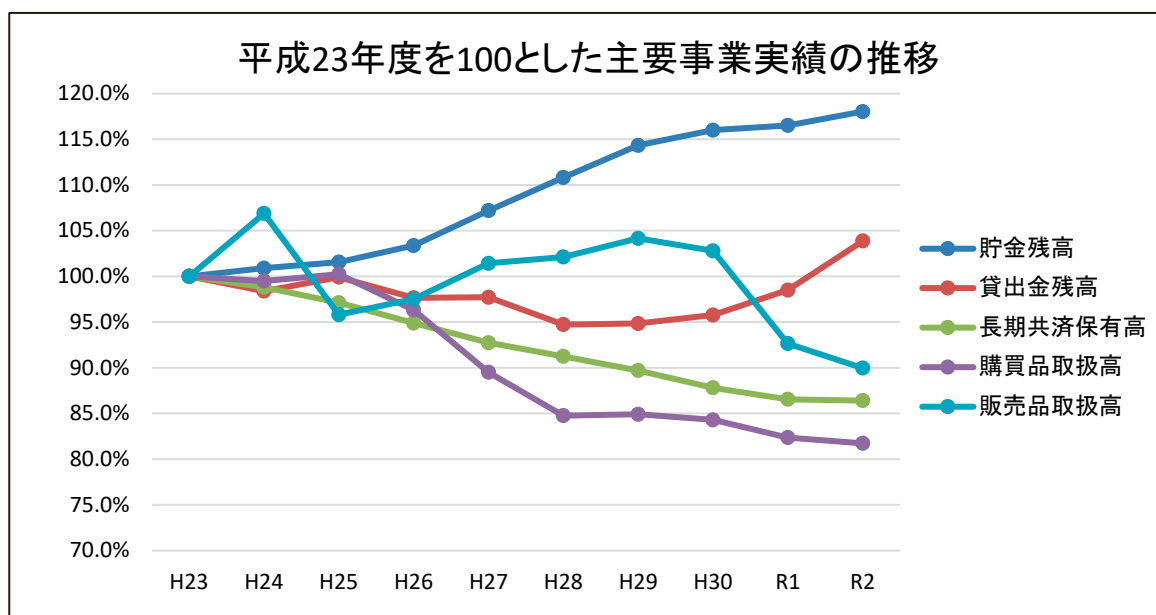


	戸 数	割合
一般世帯数	2,783,312	
正組合員戸数	117,023	4.20%
准組合員戸数	115,716	4.15%
		8.3%

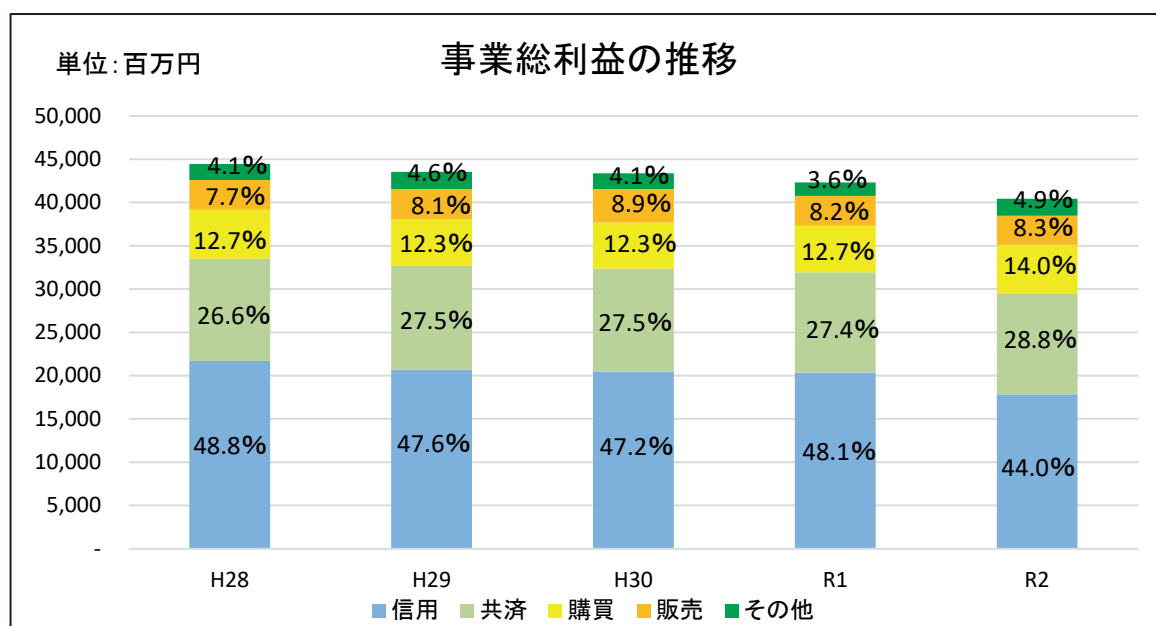
(4) 経営基盤の強化

事業実績の推移の状況は、次のとおりです。

- ・ 貯金は増加しているが、増加幅は年々緩やかに
- ・ 貸出金は平成 28 年度以降増加傾向
- ・ 長期共済保障保有高と購買品取扱高は減少傾向
- ・ 販売品取扱高は気象条件・市況の影響等に大きく左右されるが、平成 29 年度以降は減少傾向



また、事業総利益は減益傾向で推移しています。



一方、部門別損益を見ると事業利益（共通管理費配賦後）段階では経済事業（信用・共済以外）の赤字を信用・共済事業利益でカバー（51%相当）している状況が伺えます。

また、経済事業全体でほとんどのJAが赤字となっています。規制改革実施計画で自己改革を実践するための具体的な方針の策定が求められていますが、その中で、信用事業に過度に依存するのではなく、経済事業の黒字化を図ることもめざすこととされており、その取り組みが課題となります。

令和2年度部門別事業利益（共通管理費配賦後）

（単位：百万円）

	JA数	事業利益 d=a+b+c	信用 a	共済 b	農業関連	生活その他	営農指導	経済計 c
経済赤字	16	3,519	3,276	3,739	△ 1,476	△ 581	△ 1,440	△ 3,497
経済黒字	1	141	△ 2	32	163	△ 2	△ 50	111
合計	17	3,660	3,274	3,771	△ 1,313	△ 583	△ 1,490	△ 3,386

コロナ禍やマイナス金利政策等の継続が見込まれる中、令和2年度に行った令和5年度までの成行き収支シミュレーション実施結果では、5年度までに12JAが事業利益段階で赤字になるという結果になりました。

このことから、令和2年2月に決定した「JAグループ千葉『JA経営基盤の確立・強化の対応方針』」に基づき、「収支シミュレーションに基づく目標利益の算定」、「経済事業の収益力向上・収支改善に向けた実践具体策の策定」「店舗・ATM再編の検討」等に取り組むことが肝要となります。

（５）業務執行体制（ガバナンス）の強化と不祥事の未然防止策

内部管理態勢の高度化ならびに不祥事未然防止の観点から、JA・県域一体となった取り組みである「JA内部統制確立に向けた重点化行動計画」を策定し、JA内部統制確立に向けた取り組みを進めています。

しかし、県下においては、毎年度不祥事案の発生が報告されています。また、個人情報漏洩事案の発生に加えて、事務ミス再発防止の取り組みに課題を抱えている状況もあります。職員教育や風通しのよい職場づくりとともに、あらためてコンプライアンス意識の醸成が必要です。

今後のJA運営において、組合員、地域住民に信頼される事業運営に寄与する業務執行体制を確立することが、極めて重要となります。

Ⅱ．基本方向

《基本方向》

J Aグループのめざす姿は、J A綱領の理念を示したものであり、J Aが「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」として今後も変わらず実現をめざすべき姿です。

- (1) 地域の農業を守り育て消費者の信頼に応え、安全で安心な千葉県農産物を持続的・安定的に供給することによって、農家組合員の所得増大を支援している姿
- (2) J A総合事業を通じて、協同の力で豊かな暮らしやすい地域社会の実現に貢献している姿
- (3) 次世代の組合員・地域の方々とともに、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、存立している姿
- (4) 協同組合としての役割を発揮する土台として、健全で持続可能なJ A経営基盤が強化され、収益性や健全性が確保された姿

《持続可能な開発目標（SDGs）への取り組み》

J Aグループは、「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」として総合事業と協同活動に取り組むことで、SDGs達成への貢献をめざします。

このため、J Aグループの各組織は、本大会における具体的取り組み事項の実践を通じてSDGsへの取り組みを進めます。

《共通テーマ》

「持続可能な農業・地域・事業・経営基盤の実現」

～食と農を基軸として地域に根ざした協同組合であり続けるために～

共通テーマのもと次の5つの項目を柱として全力で取り組みます。

- 1 持続可能な食料・農業基盤の確立
- 2 持続可能な地域・組織・事業基盤の確立
- 3 不断の自己改革の実践を支える経営基盤の強化
- 4 協同組合としての人づくり
- 5 「食」「農」「地域」「J A」にかかる県民理解の醸成

《中長期（10 年）の取り組みの基本的な方向》

「中長期（10 年）の取り組みの基本的な方向」については、本県の農業・J Aを取り巻く情勢が全国と大きく乖離しないとの判断のもと、J A全国大会議案の基本的な方向を踏襲します。

Ⅲ. 具体的取り組み事項

1 持続可能な食料・農業基盤の確立

1. 多様な農業者による地域農業の振興

(要点)

- ① 農業構造の変化や組合員との対話等を踏まえて、全ＪＡで地域農業振興計画を策定します。地域農業振興計画においては、可能な限り生産数量目標や販売品取扱高の目標を設定し、その達成に向けて取り組みを進めます。
- ② ＪＡは、地域の農業・農地を守るという観点から、多様な農業者の農業の継続を支援します。加えて、新たに就農する農業者の支援を行うとともに、次世代の担い手確保について、目標を設定し取り組みを進めます。
- ③ ＪＡは農業経営支援やスマート農業の活用等による省力化等を通じて、中小・家族経営を含めた担い手への伴走支援に取り組みます。また、様々な方法を用いて、ＪＡグループ千葉として農業労働力の確保に努めます。
- ④ 高度なニーズを有する大規模な担い手経営体に対しては、千葉県農業者総合支援センターや連合会と連携した対応を強化します。

(1) 地域農業振興計画の策定を通じた多様な次世代担い手の確保

ア. 地域農業振興計画の策定を通じた次世代総点検運動の実践

- ＪＡは、次期地域農業振興計画（もしくは中期経営計画）の策定にあたり、①生産数量や販売品取扱高などの目標を設定し、②さらに10年後の地域農業を見通し、ＪＡの基盤である次世代組合員数の目標を設定し、③進捗管理を行います。
- 地域農業振興計画の策定にあたっては、正組合員に対するアンケート等により課題・ニーズを把握し、生産者組織等を活用した「組合員との対話」を行い、「自ら実践すべき計画」と実感できる計画として策定・実践します。
- また、人・農地プランとの連動を図り、「今後、誰が、地域の農業・農地を守るのか」という観点から、「次世代総点検運動」を展開します。
具体的には、次世代の担い手を確保する次の取り組みを行います。
 - ①現状の担い手の年齢構造や後継者等の状況等の総点検を実施
 - ②確保すべき次世代の組合員数などの目標を設定
 - ③事業承継等の個別支援や幅広い新規就農者の育成・定着を支援

イ. 事業承継の支援を通じた次世代担い手の育成

- ＪＡは、事業承継計画の策定支援等や新規就農者の確保等による第三者承継等の支援策を講じます。

ウ. 新規就農等の支援

- ＪＡ・中央会は、行政等関係機関と連携しながら半農半Ｘ（農業と他の事業を組み合わせた働き方）も含めた多様な農業者の育成に向けて、取り組み体制を確保したうえで、その実践を行います。

エ. 農地集積・集約化と地域農業振興計画の策定支援

- J A・中央会は、担い手への農地集積・集約化等農地対策を含めた地域的な課題に対して、県園芸協会・関係団体と連携し、農地中間管理事業の活用や「人・農地プラン」の策定向け、支援を行います。

(2) 中小・家族経営を含めた担い手への伴走支援

- J Aは、人・農地プランにおける中心経営体などの中核的担い手や新規就農者に加え、地域で多様な役割を発揮する中小・家族経営を含めた担い手に対し、農業経営支援や労働力支援など、継続的な支援を行います。

ア. 農業労働力支援による農業生産の維持・発展

- J Aは、農業労働力の確保対策を重点施策として位置づけます。具体的には、千葉県農業者総合支援センターとの役割分担のもと、無料職業紹介事業、求人 WEB サイト、農福連携、県内大学・大学校・農業系の高校生等とのインターンシップなどの施策に取り組みます。
- 無料職業紹介事業の実施 J Aは、千葉県農業者総合支援センターとの連携のもと、業務体制の確保と生産者への周知を図ります。また、特定技能外国人材の活用を進めます。
- 現在外国人技能実習生の受け入れを進めている J Aについては、引き続き「協同組合エコ・リード千葉事務所」と連携して取り組みます。
- 連合会・中央会は、農業労働力支援に向けた情報共有や共同事業の実践等のため、関係機関と連携して取り組みを進めます。

イ. 多様な働き手の環境整備

- J Aは、生産現場における衛生環境の改善や就業時間の柔軟化など働き手が参画しやすい環境づくりに取り組むとともに、労働関連法令の遵守や農作業安全に取り組むなど、働く環境づくりを進めます。
- J Aは、スマート農業の導入による省力化、省力的な営農体系の提案、集荷やパッケージ作業の受託など、農作業全体の労働力を軽減する取り組みを総合的に展開します。

ウ. 農業経営改善支援による所得増大の支援

- J A・連合会は、千葉県農業者総合支援センターとの連携のもと、農業者の所得増大に向け、農業経営改善支援の取り組みを強化し、総合事業体としての強みが発揮できるよう事業の枠を超えて J A農業経営コンサルティングの実践を図ります。
- J Aグループ千葉は、千葉県農業者総合支援センターとの連携のもと、農業経営シミュレーションシステムの活用に取り組みます。

エ. 農家の経営安定に資する活動の実践

- J Aは、農業者の経営上のリスクを点検するため、農業リスク診断に取り組めます。
- J Aは連合会と連携し、農業リスク診断の結果を受け、収入保険や価格安定制度などセーフティネット政策の周知・普及に加え、共済・保険等を組み合わせ、保障やサービスの提供に取り組めます。

(3) 大規模な担い手経営体への対応強化と県域団体による支援

- J Aは、担い手経営体が有する高度なニーズに応えるため、千葉県農業者総合支援センターと連携した「出向く活動」「総合事業提案」「農業経営改善支援」を行うことにより、担い手経営体の満足度向上と事業利用の拡大に取り組めます。あわせて中核的な個人農家の法人化支援を行います。
- J Aは、出向く活動先の「アプローチリスト」と「活動目標」を設定します。対象者の選定に当たっては、特に、J Aの事業利用が少ないあるいは、利用していない大規模経営体を対象とします。
- 県域団体は、「アプローチリスト」と「活動目標」を共有化し、千葉県農業者総合支援センターとの連携のもと、大規模農業法人をはじめ、担い手経営体の中でもより高度なニーズを有する経営体に対する直接対応を含め、強化するとともに、事業提案やノウハウの共有化を通じて、J Aの取り組みを支援します。

2. マーケットインにもとづく販売強化

(要点)

- ① J Aグループ千葉は、国内で消費するものは国内で生産することを念頭に置き、直接販売の拡大や、J A直売所等、千産千消の取り組みを進めます。
- ② また、国内の実需者との結びつきを強化するとともに、輸出やeコマースの強化等新たな販路の開拓に取り組めます。そして、多様な関係者と連携してフードバリューチェーンを構築します。

(1) J A・連合会による直接販売体制の強化

ア. 実需者への直接販売の強化

- J Aは、連合会と連携し、実需者ニーズにもとづいた生産に取り組めます。さらに、野菜の大産地である優位性を活かし、実需者ニーズに対応した直接販売に取り組めます。

イ. J A直売所等を通じた千産千消の促進

- J Aは、農業者と消費者を結ぶ販売・交流の拠点としてJ A直売所を位置づけ、農畜産物の地域内における消費を促進します。
- J Aは、千産千消に継続して取り組めるよう、J A直売所の事業収支の改善・確保のため、店舗の再編・運営改善に取り組めます。

ウ. eコマースを通じた販売の強化

- J Aおよび全農ちばは、拡大するインターネット販売市場を通じた販売の拡大に取り組みます。

(2) フードバリューチェーンの構築を通じた販売強化・市場創出

- J Aは、J A自らあるいは企業と連携した商品開発に取り組み、県域団体と連携しフードバリューチェーンの構築を行い、新たな販路を開拓します。
- J Aは、生産者・J A・産地が作り上げてきたブランドの付加価値向上と所得増大をはかるため、輸出も念頭におき、国内外における知的財産の活用・保護を進めます。
- J Aグループ千葉は、J A域を越えた共同配送の拡大や、統一フレコン、パレット輸送の拡大、出荷情報のデジタル化等を通じて物流の合理化・効率化に取り組みます。

(3) 輸出の強化による県産農畜産物販売の取り組み

- J Aグループ千葉は、農業者の所得増大を目的として、全国域・関係団体との連携のもと輸出拡大の取り組みを進めます。

(マーケットイン：消費者や実需者の需要に応じて生産・供給を行うこと)

(フードバリューチェーン：農林水産物の生産・加工、流通、消費に至る段階の付加価値をつなぎ、連携して付加価値を定めていくプロセス)

3. 地域の実態に応じた持続可能な農業・農村の振興と政策の確立

(要点)

- ① SDGs やみどりの食料システム戦略に向けた取り組みが求められる中、J Aグループ千葉は、持続可能な農業生産の実現をめざして、地域・作目に応じた農業生産・農村の振興に取り組みます。
- ② また、その推進・拡大に必要な政策の確立・推進に取り組みます。

(1) 持続可能な農業生産の実現

ア. 生産トータルコストの低減

- J Aグループ千葉は、これまで取り組んできた生産資材価格の低減に引き続き取り組みます。
- J Aグループ千葉は、ドローン等を利用した生産支援やリモートセンシングを活用した圃場管理や作物診断等に取り組むことで、農業の生産性向上を支援します。
- J Aグループ千葉は、トータルコスト削減に資する物流・受発注業務の効率化や拠点型事業の一体運営により、コスト低減を図ります。
- 県域団体は、トータルコスト低減の実践メニューとしてこれらの取り組みの実践具体策を提供し、J Aによる農業者の所得向上の取り組みを支援します。

イ. 環境負荷に配慮した農業の確立

- J Aは、土壌診断に基づく適正施肥や IPM(総合的病害虫・雑草管理)等の推進による生産資材の効率的利用並びに耕畜連携や自給飼料の生産・利用拡大など地域資源の活用促進等に取り組み、環境負荷を低減する農業生産を実践します。
- J Aグループ千葉は、安全な農産物の生産、環境負荷に配慮した農業に貢献することから、GAP を営農指導の基礎と位置づけて、GAP の実践に取り組むとともに、J Aに GAP の指導ができる人材を育成します。
- J Aグループ千葉は、環境負荷低減に資する新たな技術の開発・実証とその普及に積極的に取り組みます。また、使用済み農業資材等について、行政と連携して安価で処理することに取り組めます。

(2) 地域・作目に応じた農業・農村の振興

ア. 中山間をはじめとした農業・農村振興

- J Aグループ千葉は、行政と連携のうえで、半農半Xなどの地域を支える多様な経営体や転入者の定着のための支援などを通じて、農業・農村の活性化の維持・発揮を図ります。
- J Aは、関係機関と連携のうえ、集落営農の維持・発展のため任意組織の法人化を進めます。また、集落営農の事業多角化や後継者層の参画を支援します。
- J Aは、行政や関係組織との連携のもと、地域と一体となって鳥獣被害の削減に取り組めます。また、捕獲活動への参画、職員による捕獲免許の取得、罠の設置など捕獲活動に積極的に取り組みます。

イ. 都市農業の振興

- J Aは、行政とも連携して、都市農業関連法・税制度および営農支援策の周知・活用提案を行い、都市農業の振興と都市農地の保全に取り組めます。
- さらに、行政や企業などとの連携のうえで、市民農園・体験型農園・学童農園や農業塾等の運営・管理支援等を通じて都市農業に触れる機会を提供します。

ウ. 米穀

- J Aは、千葉県農業再生協議会が市町村別に示す数値をもとに、飼料用米等の水田活用米穀や麦・大豆等の生産拡大を図り、生産者手取りを意識した経営をすすめるとともに、関係者一体となり需要にもとづいた米生産の推進を図ります。

- J Aは、各地域の実態にあわせた水田農業の継続を図るため、多様な担い手を中心に、省力・低コスト生産の提案を進め、行政等とも連携し、農地の集積・集約化を進めます。
- J Aは、実需者に求められる千葉米生産に向け、品質向上に取り組みます。

エ. 畜産・酪農

- J Aは、国内需要に対し、安全・安心な畜産物を将来にわたって安定的に供給するとともに、高品質な畜産物の生産指導に取り組みます。
- J Aグループ千葉は、ICTを活用した省力化技術の普及や生産者の防疫強化、堆肥処理等の課題に取り組みます。
- J Aグループ千葉は、飼料用米・WCS・飼料用とうもろこし等の国産飼料生産・利用の拡大や、地域内における堆肥の利用拡大など耕畜連携の取り組みを進めます。

オ. 野菜・果樹・花き

- J Aは、地域内の生産基盤の維持・拡大に取り組み消費を促進するとともに安全安心な農産物をアピールすることで、野菜の安定供給と輸入農産物から国産への切り替えを実現する姿をめざします。
- J Aは、地域性や品目特性を踏まえた高品質な果樹や花きの生産・販売を通じ、生産基盤の維持・拡大に取り組みます。
- J Aは、生産振興を図るため、地域のは場整備事業に積極的に関与し、担い手支援として園芸品目の導入に取り組みます。

(3) 持続可能な農業・農村に資する政策の確立・推進

- J Aグループ千葉は、食料・農業・農村基本計画の実践・達成等による持続可能な農業・農村の実現に向け、地域の実態を踏まえた取り組みを進めるとともに、必要な政策の確立・推進に取り組みます。
- また、J Aグループ千葉は、現場の意見・実態を反映した万全な政策の確保等に向け、千葉県農政推進連盟と連携して農政運動の強化に取り組みます。

4. 組合員参画による事業運営、営農・経済事業体制の構築

(要点)

- ① J Aは、組合員との積極的な対話により組合員の参画を促し、事業実施・施設運営、収支改善に取り組みます。
- ② J Aは、組合員満足度の向上に向けて、営農・経済事業の業務の重点化・効率化や必要な営農経済事業体制の構築に努めます。また、組合員対応力を強化し、担い手の高度なニーズに対応できる人材育成に取り組みます。
- ③ J Aグループ千葉は、農業 ICT の積極的な導入による農業生産性の向上と営農指導等の効率化・高度化を図ります。

(1) 組合員参画による事業の見直し

- J Aは、事業実施・施設運営にあたって、組合員に「経営収支等の開示による情報共有」「事業ルールの主體的設定」「組合員による施設等の自主運営」などの参画を促す「組合員参画型の事業仕組み」に取り組むことにより、組合員の満足度向上や利用率・収支改善を実現します。
- J Aは、組合員の満足度と J Aの収支のバランスを考慮しながら、地域内における他企業体との連携も模索します。

(2) 組合員参画を支える体制・職員づくり

- J Aは、営農・経済事業の強化による組合員満足度の向上をめざすため、営農・経済事業の業務内容を棚卸しし、ICT（情報通信技術）の活用等も含めた事務プロセスの改善による効率化や、付加価値のある業務への重点化に取り組みます。
- J Aは、地域農業振興計画の企画・実践をマネジメントする営農企画部門を拡充するとともに、総合事業の強みを発揮できる効率的な営農センター・購買店舗の体制をめざします。
- J Aは、営農・経済事業の強化に重要な、営農・経済部門職員の人材育成に向けて、営農・経済部門職員の人材育成計画を策定します。とりわけ、営農・経済部門の事業管理（地域農業振興計画の実践、目標管理等）強化に向けて、営農・経済事業の管理職層の育成強化に取り組みます。
- J Aは、営農相談員・営農指導員養成のため、人材育成計画にもとづき、県域で実施する各種研修会への職員の派遣等、資格取得に向けた取り組みを進めます。
- J Aは、多様な担い手のニーズへの対応が可能となる専門的知識を有する営農指導員・TAC などの人材の育成と確保に取り組みます。
- J Aは、営農指導・経済渉外・金融渉外・L A等各部門と担い手対応部署が相互に連携することにより、J A事業の総合性を発揮し、担い手の多様なニーズへの対応が可能となるよう営農指導体制を整備します。

- 県域団体は、「求められる J A 職員像」の実現のために必要とされる教育研修の実施等により J A の取り組みを支援します。

(3) 農業 ICT の積極的な導入とデジタル化による農業生産効率の向上の支援

- J A は、営農指導の効率化・高度化に向け、担い手に各種提案を行い、これをコーディネートできる人材の育成を図ります。また、PC やタブレットを活用するなどして、農地や栽培情報のデジタル化を進めることで、地域農業の生産効率の向上に努めます。
- J A は、I C T 農業機械の商品および技術の知識取得に、メーカーや県域団体と協力し取り組みます。
- J A グループ千葉は、集落営農をはじめとした土地の利活用や管内の作付け状況把握などに GIS 技術（地理情報システム）を導入し、圃場管理の効率化・高度化をめざすとともに、担い手の GIS の活用を支援します。
- J A グループ千葉は、AI を利用して最適な施肥や防除を支援する栽培管理支援システム等を導入し、生育や収穫時期、病害発生等の予測機能を活用することで、生産性や品質の向上による販売力強化、気象変動や災害への対応力強化を支援します。

2 持続可能な地域・組織・事業基盤の確立

1. 組合員の拡大と組合員の積極的参加による組合活動（アクティブ・メンバーシップ）の確立

（要点）

- ① J Aは、「組合員との対話運動」を継続・拡充し、効果的な対話運動の追求と組合員の声にもとづいた組織・事業運営に取り組みます。
- ② J Aは、すべての正・准組合員を対象とした多様な類型に応じて、以下の取り組み促進を図り、組合員参加活動の強化を進め、J Aへの帰属意識を高めます。
 - ◇ 地域農業・協同組合・J Aの「理解」
 - ◇ J A事業の「複合利用」（貯金と販売事業など2つ以上の事業を利用すること）
 - ◇ J Aくらしの活動の「複数・2段階参加」（イベントとカルチャー講座など、参加対象が異なる2つ以上の活動に参加すること）
 - ◇ J Aへの「意思反映」「運営参画」
- ③ J Aは、目標を定めて正・准組合員の拡大に取り組みます。
- ④ J Aは、組合員組織・学習活動を棚卸し、体系的な組織・学習活動を再構築するとともに、地域の多様な関係者と組合員が学び合う機会を創出し、J A運営への意思反映・参画の活性化に取り組みます。

（1）「組合員との対話運動」の継続・強化

- J Aは、正組合員・准組合員を対象に、「組合員との対話運動」を継続します。
- J Aは、原則、全ての組合員を対象に、中期経営計画策定年度など3年に1回以上を目安として、訪問・対面を基本にアンケート調査等を実施します。これにより、全組合員の実態を把握し、組合員の意思にもとづいた組織・事業運営に取り組みます。
- 県域団体は、組合員に対する組合員参加活動に関するアンケートのWeb版や3Q活動、金融渉外活動等の事業毎の取り組みを活用した対話運動の提案等により、J Aの取り組みを支援します。

（2）組合員の拡大

- J Aは、数値目標を設定したうえで組合員加入方針を整備し、組合員の加入促進を図ります。
- J Aは、新規の事業利用者に対して、「地域農業」「協同組合」「J A」の理解やJ A事業の「複合利用」の促進を図るとともに、その同居家族や、友人・知人のJ A利用の推進に努め、組合員の拡大を図ります。
- J Aは、地域住民に対して地域農業・J Aの理解促進に加えて、事業利用や活動参加による農業振興の応援団として「食べて応援」や、援農ボランティア等を通じた「作って応援」「働いて応援」の各取り組みにより、食と農に関心のある地域住民・関係人口の創出・拡大に取り組みます。

- J Aは、地域内における人口並びに世帯の組合員加入割合を把握し、組合員の維持・拡大目標を設定し取り組むとともに、その効果測定を行い、継続的に正・准組合員の拡大を図ります。

(3) 組合員の多様な類型に対応した組合員参加活動の強化施策の策定

- J Aは、「組合員との対話運動」を通じて、正組合員・准組合員の実態やニーズを把握します。
- J Aは、把握した実態・ニーズにもとづき、①地域農業・協同組合・J Aの「理解」、②J A事業の「複合利用」、③J Aくらしの活動の「複数・2段階参加」、④J Aへの「意思反映」「運営参画」により、正組合員・准組合員の類型化を図ります。
- J Aは、組合員類型別の実態・ニーズを踏まえてそれぞれの取り組みと受け皿となる事業・活動・組合員組織等を体系化した組合員参加活動強化施策を策定し、これにもとづいた組合員対応に取り組めます。
- J Aは、組合員の加入時や適時において、地域農業の概要やJ Aの農業振興等にかかる取り組みを周知・説明し、J Aの農業振興等に理解・賛同を得るように努めます。
- J Aは、准組合員の意思反映・事業利用に関する方針を総(代)会で決定します。これにもとづいて、意思反映・運営参画の意志のある准組合員を特定・類型化し、准組合員の意思反映に取り組めます。
- 中央会は、J Aにおける組合員の多様な類型に対応した組合員参加活動強化施策を策定し、それらに基づいた実践の取り組みを支援します。

(4) J Aくらしの活動による組織の活性化

- J Aは、安心して暮らせる地域づくりと豊かな暮らしの実現に向け、J A組織基盤を強固にするとともに、組合員・地域住民とともに地域の活性化を目的に、くらしの活動の体制整備と実施内容の充実を図ります。
- J Aは、くらしの活動に対する役職員の理解促進と、担当部署及び担当者の企画・提案力、連携・調整機能等のスキルを身につけるための内部研修会を実施します。
- J A・中央会は、これまでのJ Aくらしの活動の棚卸しを行います。そのうえで、J Aの「くらしの活動」の位置づけを明確にし、J A主催のイベントや食農教育、セミナー・文化活動等、組合員のニーズに応じたくらしの活動への複数・2段階参加により、戦略的に組合員・地域住民参加活動の強化を図るための取り組みを行います。
- 中央会はJ Aと連携し、会議体などを通じて取組手順の可視化を進め、くらしの活動の拡大ならびに質的向上を図ります。

（５）デジタルを活用した活動の促進

- J Aは、組合員のくらしの利便性向上、非対面チャネルを活用した J Aと組合員とのコミュニケーションの促進、J Aネットバンキング等の積極的な利活用に向けて、「J Aスマホ教室」の開講に向けた体制整備を進めます。

- 県域団体は、相談窓口の設置や講師紹介などの J A支援に取り組みます。

2. 連携強化による地域活性化

（要点）

- ① J Aは、地域住民に対する農業・J Aの理解促進に加え J Aの組合員組織や各種団体等と連携し、地域と多様に関わる関係人口の受け皿として、地域との接点を強化します。
- ② J Aグループ千葉は、健康管理・増進活動にかかる各事業連の連携を強化し、高齢者層に限らない全世代を対象とした組合員・地域住民の健康増進に取り組みます。
- ③ J Aグループ千葉は、地方公共団体や他の協同組合、農林漁商工業団体など、地域の多様な組織と連携して地域の活性化に取り組みます。特に、地方公共団体に対しては、SDGs等を通じて、総合事業と協同活動により農業・地域振興に貢献する包括的な連携協定の締結に取り組みます。

（１）関係人口の創出と地域との接点強化

ア. 地域・文化活動および農業活性化への貢献

- J Aは、県域団体と連携のうえ、地域のくらし・文化活動への支援および産地の P R・農業施設の整備等による農業活性化への貢献を通じ、地域・組合員とのつながり強化とともに J Aファンの拡大に取り組みます。

イ. 都市農村交流の促進

- J Aグループ千葉は、都市農村交流に積極的に取り組み、農業・農村の関係人口の創出・拡大に取り組みます。
- J Aは、農村回帰、農業・農村への社会的関心の高まりを好機と捉え、県域団体の取組支援のもと、「食」「農」をテーマとして多様な交流により、都市と農村の接点を強化することで、関係人口の創出・拡大を図ります。
- J Aは、交流の受け入れに関する状況把握ならびに地域管内の体制整備に取り組みます。

ウ. 農業を通じた接点強化

- J Aは、地域内外の農業に関心を持つ方々を、「作って応援」の農業振興の応援団と位置づけ、新規利用者の拡大による接点強化に取り組むとともに、継続的利用者の増加を図ることで、利用者の積極的な J A事業や活動への参加を促します。

エ. 幅広い食農教育の展開

- J Aは、地域の多様な組織と連携して、農業体験学習や農業理解のための資材の提供、セミナーの開催等、幅広い地域学習を含めた食農教育を行い、次世代と農業・地域をつなげる取り組みを進めます。
- J Aは、学校教育課程等における食農教育に継続して取り組むとともに、子育て層、中高年層、リタイヤ層など、各世代のライフスタイル・興味関心に即した幅広い世代を対象とする食農教育を展開します。

(2) 新たな健康増進活動の展開

ア. J Aグループ一体となった健康増進活動の強化

- J Aグループ千葉は、「新たな健康」の概念を参考に高齢者の身体的健康だけではなく、「こころ」・「からだ」・「つながり」を軸として、あらゆる世代の身体・心の健康を対象とした健康増進活動を展開します。
- J Aグループ千葉は、「こころ」・「からだ」・「つながり」を軸とした「J A健康寿命 100 歳プロジェクト」について、J A共済の「げんきなカラダプロジェクト」やJ A厚生連の健康増進活動など、J A・県域・全国域における食や健康に関する運動・コンテンツと連携した取り組みを進めます。

イ. 介護保険事業を通じたセーフティネット機能の発揮

- J Aは、助けあい組織や行政などの関係機関と連携して、元気な高齢者の介護予防による健康づくりや生活支援などにより、高齢者が元気で生きがいを持ち、安心して暮らせる地域づくりにつなげる「J A介護予防運動」へ積極的に取り組みます。
- また、多様な関係者と連携し、すべての高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる「J A版地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みを進めます。
- J Aは、介護保険事業の展開にあたり、より質の高いサービス提供に取り組めます。

(3) 多様な関係者との連携強化

ア. 行政との連携強化

- J Aは、持続可能な地域農業・地域社会の実現に向けて、地域振興・地域農業振興や防災、SDGs 等にかかる包括連携協定の締結など、市町村との連携強化に取り組めます。
- 中央会は、県の関係部局等と連携・協力し、J Aによる地域の多様な関係者との連携の各取り組みを支援します。
- 県域団体は、県行政との連携協定の締結に取り組めます。

イ. 県内協同組合との連携強化

- J Aグループ千葉は、千葉県域における「協同組合提携推進協議会」を礎として地域における協同組合の連携強化に取り組みます。

ウ. 地域の多様な組織との連携強化

- J Aグループ千葉は、障害者や高齢者等の活躍の場として、地域実態に応じて、行政や社会福祉協議会等と連携して、農福連携への取り組みを強化します。

(4) 循環型社会への貢献

- J Aグループ千葉は、多様な関係者との連携のもと、再生可能エネルギーの利活用など地域経済循環に貢献します。

(5) SDGs の取り組みを通じた地域づくり

- J Aは、「SDGs 取組方針」を策定し、事業計画等に反映させます。
そして、その実践により地域に根差した協同組合としての役割を果たしていきます。
- 中央会は、J Aの SDGs への取り組みを支援するとともに、J Aの地域の多様な組織との連携を通じて、安心して暮らせる持続可能で豊かな地域社会づくりを進めます。

3. 女性・青年の活躍推進

(要点)

- ① J A・中央会は、すべてのJ Aで女性組織、青年組織の設置に取り組むなど、女性・青年組織の育成・活性化の支援を行います。
- ② J Aは、女性・青年層のJ A運営参画を促進するため、理事登用等に資する環境整備に取り組みます。
- ③ J Aは、農業を通じた一層の女性活躍、地域の活性化を後押しします。
- ④ J A・中央会は、青年組織のポリシーブックの作成・活用を支援し、農業者・地域の課題解決や地域の活性化に寄与します。

(1) 女性の活躍推進

- J Aは、第5次男女共同参画基本計画の実践、女性の意見を反映したJ A運営に取り組むため、女性運営参画目標を理事等15%以上、総代15%以上、正組合員30%以上とし、その達成に向けた環境整備に取り組みます。
- J Aは、J A女性組織が取り組む「女性組織メンバーの組合員加入」運動に取り組むことにより、J A女性組織メンバーの組合員化を促進するとともに、J A運営への参加・参画の機会増大を図ります。
- J Aは、女性組織メンバーの拡大や女性組織の活性化に資するため、女性組織、目的別組織の設置を促進します。

- 中央会は、女性組織の活性化を図るため、J A事務局と一体となった活動支援を行います。

(2) 青年の活躍推進

- J Aは、若手農業者や新規就農者の積極的な青年組織加入を促進するとともに、青年組織盟友の正組合員化に取り組みます。
- 県域団体は、地域農業振興やJ Aを担う次世代のリーダーを育成するため、青年組織と連携します。
- J A・中央会は、青年組織でのポリシーブック作成と若手農業者の声を国政等へ届ける取り組みを支援します。また、その内容を青年組織の事業計画に反映できるよう支援するとともに、対話活動を実施します。
- 中央会は、青年組織の活性化や青年層のJ A運営参画を強化するための支援を行います。

3 不断の自己改革の実践を支える経営基盤の強化

1. 持続可能な経営基盤の確立・強化

(要点)

- ① J Aは、県域団体と連携し、経営環境の変化や地域農業の実態等を踏まえた将来の収支シミュレーションの精緻化を図ります。
- ② この収支シミュレーションに基づき、目標利益（目標改善額）の確保と経営基盤の強化に向けた施策を経営計画に位置づけて実践します。
- ③ とりわけ、経済事業の収益力向上・収支改善と店舗・A T Mの再編を重要課題と位置づけます。
- ④ また、老朽化施設等の更新にかかる投資計画を検討・実践します。
- ⑤ J Aは、中期計画を着実に実践することにより収益確保に取り組みます。
- ⑥ 組織再編については、現在審議が継続されているJ Aグループ千葉総合審議会の答申を踏まえ、構想案の検討を進めます。
- ⑦ コロナ禍による社会の一層のデジタル化の進展を踏まえ、J Aグループ千葉は、業務・システムの統一化、デジタル化を進めます。また、情報技術活用促進（デジタルトランスフォーメーション）やサイバーセキュリティ対策強化などシステムリスク管理の高度化に取り組みます。

(1) 将来見通しをふまえた経営計画の策定・見直し

- J Aは、これまで実施した収支シミュレーションの精緻化を図ります。
- そのうえで、必要な目標利益を設定し、直近の環境分析に基づく具体的な方策を経営計画に織り込み、実践します。中期計画はP D C A管理を行い、実績をふまえて每期収支シミュレーション・経営計画の見直しを行います。
- J Aは、県域が提示した収支分析ツールなどを活用し、部門別・場所別損益分析の精緻化に取り組みます。
- 県域団体は、J Aの収支シミュレーションを把握・分析のうえ、必要に応じて個別J A支援を行い、J A自らによる取り組みを支援します。

(2) 経済事業の収益力向上・収支改善に向けた取り組み

- J Aは、経済事業利益の目標値（赤字幅の圧縮、黒字幅の拡大）の実現をめざし、実践具体策の行動計画（アクションプラン）を策定し、その実践に取り組みます。
- 県域団体は、実務者による「経営基盤強化に関する実務担当者会議」等の機関会議において、個々のJ Aの課題や県域全体の課題を共有するとともに、J Aの経済事業の収益力向上と事業機能の強化に向けた取り組みを支援します。また、これまで、県内の3 J Aで実施してきた「営農経済事業成長効率化プログラム」等のJ A内対応マニュアルを提供し横展開を図ります。

(3) 経営基盤強化に向けた指標の設定

- J Aグループ千葉は、不断の自己改革の実践を支える経営基盤の強化に向け、早期警戒制度も見据えた各 J Aのめざすべき水準としての経営基盤強化指標（ストレス後自己資本比率、コア業務純益等）を設定し、経営収支改善に取り組みます。

(4) 施設の再編等の取り組み

- J Aは、組合員との対話と理解のもと、J Aの総合事業としての施設のあり方を検討の上、施設の再編・整備を進めます。
- 県域団体は、地区を越えた拠点型事業の見直し対応を支援します。

(5) 効率化戦略の実践

- J Aグループ千葉は、2025 年をもって J A全中からの提供が終了する現行 Compass-JA に代わり開発を企画している新 Compass-JA システムの県内導入を図ります。このことにより、業務・事務統一、管理コスト削減、情報セキュリティ対応力向上に取り組みます。
- J Aは、店舗や担当者の事務効率化やシステム対応による業務統一化、口座振替やキャッシュレス等への切り替えなど、利便性向上や、コスト削減・生産性向上に取り組みます。とりわけ、購買店舗や J A直売所におけるキャッシュレス決済の対応を進めます。
- J Aは、合理化・効率化の観点だけでなく協同組合としての価値発揮に向けて非対面による組合員・利用者との接点構築として、電話や Web によるオンライン面談等を活用し、組合員・利用者の利便性向上に取り組みます。
- 業務効率化により創出した人材を農業振興や営農指導および相続相談等、対面を重視する業務に再配置し、総合事業としてのコンサルティング機能の強化に取り組みます。
- 県域団体は、各事業の業務・システムの統一や事務効率化に資する取り組み施策を提供し、J Aの効率化戦略を支援します。

(6) 成長戦略の具体化・実践

- J Aは、地域・品目特性等を踏まえた農業生産の拡大や直売など販売事業の強化や新たなニーズをとらえた事業領域の拡大、事業間連携、デジタル技術の活用などを検討し、成長戦略を具体化・実践することで収益力強化に取り組みます。

(7) 組織再編の検討

- J Aグループ千葉総合審議会の答申を踏まえて、県内組織再編の検討を進めます。

- J Aは収支改善に取り組み、合併後のJ Aが持続可能な経営基盤の維持ができるよう条件を整備します。

(8) デジタル対応の取り組み強化

- J Aグループ千葉は、情報技術活用促進（デジタルトランスフォーメーション）も見据えた効果的な業務運営への取り組みを進めます。
- J Aグループ千葉は、年々増加傾向にあるサイバー脅威に対して、サイバーセキュリティ対策強化などシステムリスク管理の高度化に取り組みます。
- J Aは、組合員・利用者との対面・非対面の接点構築としてデジタル活用に取り組み、アプリやSNS、Web オンライン面談等、ツールごとの特性を活かした推進手法を検討します。

2. 早期警戒制度の改正も見据えたガバナンス・内部統制の確立と経営の健全性確保

（要点）

- ① J Aは、コンプライアンス確立・不祥事未然防止の取り組みおよび事業の継続と安定的発展を確保するため、リスク情報の主体的な収集と適切な経営判断を可能とするためのガバナンス・内部統制の向上に取り組みます。
- ② J Aは、早期警戒制度の見直しも見据えて、経営者によるJ A経営のPDCAを一層確立・強化するとともに、実践状況について組合員をはじめ、J A内外へ伝える説明力・対話力の向上を進めます。

(1) ガバナンス・内部統制の確立・実効性向上

- J Aは、理事および監事が経営のリスク情報を速やかに把握し、適切な経営判断（意思決定へ十分な関与）と対応を行うことができるJ A理事会の運営に取り組みます。
- J Aは、経営基盤の強化・健全性の確保が求められるなか、ガバナンス・内部統制の確立・強化のため、適正なJ A理事会の運営に向けて役員の人材育成強化に取り組みます。
- J Aは、コンプライアンスの確立（農協法・独禁法等）・不祥事未然防止の取り組みとして、理事会が主導し、①現業部門における担当者の事務手続の整備と遵守徹底および管理職の検証強化、②リスク管理部門の監視強化、③内部監査部門の機能強化・監査品質の向上という3線モデルをもとにした体系的な取り組みを整備します。
- 県域団体は、J Aの事業の継続性と安定的発展を確保するため、J A理事会の適切な運営の考え方や経営戦略を策定するうえでの検討資料等を提供し、必要な支援を行います。

(2) J A経営のPDCAサイクルの確立・強化

- J Aは、早期警戒制度の見直しも見据えて、業務を行う理事が組合員等の期待に応えるために、既存の事業方式が機能しているかどうかのモニタリング強化に取り組めます。
- J Aは、客観的な数字を根拠に、事業方針の合理性を経営者が自らの言葉で組合員等へ語る、説明力・対話力の向上に取り組めます。

4 協同組合としての人づくり

1. 協同組合らしい人づくり

(要点)

- ① 激変する環境と課題を踏まえ、変化に対応できる協同組合としての人づくりをすすめることが必要となります。このため、ＪＡは協同組合としての理念・経営戦略を踏まえ、ＪＡ人材育成基本方針の策定・見直しに取り組み、実践します。
- ② ＪＡは、多様な人材と働き方改革の進展が見込まれる中、ＪＡ人材育成基本方針において、求められる「ＪＡ職員像」（育成する「ＪＡ職員像」）を明確にします。
- ③ ＪＡ役職員は自己学習・相互研鑽をすすめ、環境変化を捉えた協同組合運動を実践するため、体系的な人材育成に取り組みます。
- ④ ＪＡは、職員の安定的な確保・離職防止や多様な人材の活躍を促すため、「ＪＡらしい活力ある職場づくり」に取り組みます。
- ⑤ ＪＡグループ千葉は、デジタルの劇的な進展に対応することにより、事業・経営の合理化・効率化を図るため、デジタル環境に対応した人材育成に取り組みます。

(1) ＪＡ人材育成基本方針の見直し

- ＪＡは、経営環境の変化等を踏まえ、10年後のＪＡのめざす姿実現のために、ＪＡ人材育成基本方針の策定・見直しに取り組み、実践します。
- ＪＡは、方針の策定・見直しにあたり、求められる「ＪＡ職員像」を明確に位置づけます。
- ＪＡは、キャリアパス制度や多様な人材の活用を見込み、人材育成体系等の構築に取り組みます。
- 中央会は、新たなＪＡ人材育成基本方針のあり方の検討をすすめ、ＪＡの取り組みを支援するとともに、「ＪＡ職員像」の明確化やキャリアパス制度等の導入に係る取り組みを支援します。

(2) 協同組合運動を率先する役職員教育の強化

- ＪＡは、内部研修の充実や県域団体等が開催するＪＡ役職員研修への計画的な参加により、自己学習・相互研鑽に努めます。
- ＪＡは、求められる「ＪＡ職員像」を「ＪＡ人材育成基本方針」に位置づけ、事業・研修等を通じて、協同組合運動を担う人材を育成するための役職員教育を実践・継続します。
- 県域団体は、トップマネジメント研修や階層別・事業別研修の実施を通じて支援するとともに、ＪＡが実践する研修等の企画・実施を支援します。

(3) J Aらしい活力ある職場づくり

- J Aは、内外の先進的な取り組みに学びつつ、J Aの職場実態を踏まえた創意工夫ある取り組みを実践します。
- J Aは、新規採用職員の確保と離職防止、女性職員の積極的な管理職登用、非正規職員や高年齢者の更なる活用など、多様な人材が活躍できる職場づくりに取り組みます。
- J Aは、管理・監督者の職場マネジメント能力の向上に取り組みます。
- J Aは、活力ある職場づくりに向けた、人事管理制度（人事考課・賃金・就業規則）の見直しに取り組みます。
- 中央会は、他業種も含めた先進的な取組事例に係る情報収集に努め、「活力ある職場づくり」に向けJ Aの取り組みを支援します。
- 中央会は、法令等の改正に対応した就業規則等諸規程の見直しや先進的な取組事例等の情報を適宜J Aに周知します。
- 中央会は、県内J A人事・教育担当者の情報交流のツール（チャットワーク）を設定します。

(4) デジタル化に向けた人材の育成

- J Aグループ千葉は、利便性向上や業務改善・効率化に向けたシステム・ツール・アプリ等の活用に対応できる人材の育成に取り組みます。

5 「食」「農」「地域」「ＪＡ」にかかる県民理解の醸成

1. 「食」「農」「地域」とこれらを支える「ＪＡ」にかかる県民理解の醸成

(要点)

- ① ＪＡグループ千葉は、食・農・地域の実態と国消国産・食料安全保障の意義について、広く県民に訴える広報活動を展開します。
- ② また、これらを支えるＪＡの役割について、グループ内外に効果的な情報発信を行い、県民理解の醸成とＪＡの認知度を高め、信頼・共感づくりに取り組みます。

(1) 食料安全保障等に関する県民理解醸成

- ＪＡグループ千葉は、様々な手段を用いて情報発信し、食料安全保障、の強化や食料自給率の向上に関連して、国民が必要として消費する食料はできるだけその国で生産する「国消国産」の意義等の理解浸透を図ります。

(2) 「なくてはならない・必要とされるＪＡ」という信頼と共感づくり

- ＪＡグループ千葉は、「ＪＡ」の認知度を高めるための情報発信を行い、「なくてはならない・必要とされるＪＡ」という信頼と共感づくりに取り組みます。
- ＪＡは、組合員に対し、広報誌やホームページ、イベント等を活用し、地域に密着した広報活動を展開します。
- また、ＪＡグループ内外への情報発信を強化するため、「日本農業新聞」や「家の光」などの効果的な活用を進めます。
- ＪＡグループ千葉は、「ＪＡグループ SDGs 取組方針」にもとづき各ＪＡ・県域・全国域がそれぞれ行う取り組みについて、積極的に発信して行きます。

2. 広報活動の位置づけの見直しとグループが一体となった情報発信の展開

(要点)

- ① ＪＡは、あらためて、ＪＡ内における広報活動の位置づけを見直し、戦略的な広報活動を展開します。
- ② ＪＡグループ千葉は、スマートフォンなど手元から情報を得るという情勢を認識し、デジタルメディアやその他の多様なメディアを活用した情報発信強化を進めます。
- ③ ＪＡは、「訴求内容（何を）」・「訴求対象（誰に）」を合わせ、同じベクトルで一体感をもったの情報発信に取り組みます。
- ④ また、ＪＡグループ千葉全体で一層の効果的・効率的な情報発信を行うとともに、一体的な体制づくりの検討を進めます。

(1) JAグループ一体となった情報発信

- JAグループ千葉は、広報活動を経営戦略・事業計画の重要な柱として位置づけ、めぐる情勢等を踏まえつつ、広報の位置づけの見直しを行い、一体となった情報発信を進めます。
- JAは、その際、「訴求内容(何を)」・「訴求対象(誰に)」を最優先に設定し、そのうえで、限られた体制・予算を踏まえ、「手段(どうやって)」などの選定を徹底します。

(2) 訴求対象の重点化

- JAは、地域の実態に応じて「訴求対象」として定め情報発信の強化を進めます。

(3) 「訴求内容」「訴求対象」に合致した広報手段の選定

- JAは、JAが定めた「訴求内容」・「訴求対象」を十分踏まえ、「手段」を選定します。多額の予算を投下せずに実践が可能な「パブリシティ」や「トップ広報」、若年層における重要な情報入手手段となっている「SNS」等のデジタル技術を活用した新たな媒体の実践拡大を進めます。

(4) デジタル化への対応

- 県域団体は、情報通信環境（第5世代移動通信システム）の拡張・情勢変化等を踏まえ、デジタルメディアに関する情報発信ノウハウの蓄積、JAへの共有化等を進めます。

(5) 県域における一体的な広報活動を展開する体制づくり

- 県域団体は、県域における一体的な広報活動を展開するため、既存の「JAグループ千葉広報協議会」を母体として、一体的な体制づくりを検討します。

(注)

・県域団体：中央会、全農県本部、全共連県本部、厚生連、農中千葉支店、情報センターの総称、中央会と一部の県域団体の場合も含む

・JAグループ千葉：県内JA、上記の県域団体の総称

IV. 大 会 宣 言

大 会 宣 言 (案)

本日、私たちは、第38回JA千葉県大会を開催し、JAグループ千葉における新たな3か年の「具体的取り組み事項」を確認しました。

いま、地球規模での環境・社会問題が深刻化するなかで、世界的にSDGsをはじめとした持続可能な社会実現に向けた要請が強まっています。

また、人口減少や高齢化の進展により農業生産構造が激変するなかで、准組合員比率が高まるなどJA組織の構造が大きく変化しており、あらためて、組合員の意思にもとづく組織・事業運営が重要になっています。

そのためには、組合員との徹底的な対話のもと、「持続可能な農業・地域・事業・経営基盤の実現」に向け、「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」としての継続的かつ着実な実践を行うことが必要です。

JAグループ千葉は、みずからの課題と目標を明確にし、JA・各連合会等が一体となって、取り組みをすすめます。

ここに、JAグループ千葉の総力をあげ、第38回JA千葉県大会決議を実践し、着実な成果を挙げていくことを宣言いたします。

令和3年11月17日

第38回JA千葉県大会

参 考 資 料

- I . 千葉県農業協同組合大会規程
- II . 第 3 8 回 J A 千葉県大会開催要領
- III . 大会議案策定要領
- IV . 大会委員・幹事名簿

I. 千葉県農業協同組合大会規程

(目的)

第1条 組合意識を昂揚して、県下農業協同組合の意思を結集し、事業の発展を期するため3年毎に千葉県農業協同組合大会を開催する。

(構成)

第2条 大会は千葉県農業協同組合中央会（以下「中央会」という。）の会員たる農業協同組合、同連合会及び千葉県JAバンク運営協議会、農林中央金庫千葉支店並びに農協青年部、女性部（以下「大会構成員」という。）をもって構成する。

(主催)

第3条 大会は中央会がこれを主催する。

(行事)

第4条 大会は農業協同組合情勢報告、決議、表彰その他大会の目的を達成するため、必要な行事を行うものとする。

(委員会)

第5条 大会の開催準備並びに運営に当たるため大会委員会を設ける。委員は中央会会長が委嘱する。

(議長)

第6条 大会の議長は、中央会会長がこれに当たる。

(協議問題の提出)

第7条 大会の協議問題提出者は中央会のほか大会の構成員とする。

第8条 大会の構成員が協議問題を提出しようとするときは、中央会の指定した期間に中央会に送付するものとする。

第9条 大会協議問題は中央会が大会委員会の議を経て大会開催前に構成員に提示する。

(議事)

第10条 協議問題は必要に応じ分科会において討議する。分科会の構成並びに運用等については、中央会会長が定める。

第11条 大会協議問題について意見を述べようとするときは、大会開会の前日までに述べようとする意見の要旨を、書面により大会委員長に通告するものとする。

2 大会委員長は大会委員会にはかつて、意見開陳者を決定し議長に通告するものとする。

第12条 大会協議問題に対する修正動議又は緊急動議を提出しようとするものは、大会開会日の前日までに動議の要旨を書面により大会委員長に提出するものとする。

2 大会委員長は、修正動議又は緊急動議の提出をうけた場合は、大会委員会にはかつて採否を決定するものとする。

(幹事)

第13条 大会の事務を処理するため幹事をおき、中央会会長が委嘱する。

(その他)

第14条 この規程に定めない事項については、中央会会長が大会委員会の議を経て決定する。

第15条 この規程の改廃は、中央会理事会の議決による。

附 則

この規程の変更は、平成27年3月30日から実施する。

Ⅱ．第 38 回JA千葉県大会開催要領

令和 3 年 4 月 22 日制定
第 38 回 J A 千葉県大会委員会

1. 目 的 J A グループ千葉は、自主・自立の協同組合として自己改革を進め、
「持続可能な開発目標(S D G s)」に基づいた農業・組織・経営基盤
を目指し、意思結集とその実践を図るため、第 38 回 J A 千葉県大会
を開催する。
2. 主 催 千葉県農業協同組合中央会
3. 日時・場所 令和 3 年 11 月 17 日(水) 午前 10 時～
東京ベイ幕張ホール (住所) 千葉市美浜区ひび野 2-3
4. 参集範囲 700 人
◎コロナの感染状況によっては参集規模の縮小をする場合もある。
 - ① J A ・中央会・各連・県本部・農中千葉支店・情報センターの役員・幹部職員
 - ② J A 青年部盟友・女性部員
 - ③ 生産・生活組織の構成員
 - ④ J A 准組合員
 - ⑤ 関係団体の代表・役職員※来賓については別途提案する。
5. 大会行事
 - (1) 農業・J A を取りまく情勢
 - (2) 第 37 回 J A 千葉県大会決議の実践報告
 - (3) 大会議案の決議
 - (4) 記念講演
6. 大会委員会等
 - (1) 大会委員会及び幹事会は、大会準備及び運営を行う。
 - (2) 大会委員会の委員長は中央会会長とし、副委員長は中央会副会長、全農千葉県本部運営委員会副会長、全共連千葉県本部運営委員会副会長とする。
 - (3) 大会幹事会の幹事長は中央会常務理事とする。
 - (4) 所属団体での異動等により委員・幹事の変更が生じた場合は後任者が就任するものとする。
7. 議案の設定
大会議案策定要領を定め、これに基づき議案を検討し設定する。
8. 経 費
この大会に関する経費は、中央会予算をもって支出する。

Ⅲ. 大会議案策定要領

令和３年４月２２日制定
第３８回ＪＡ千葉県大会委員会

第３８回ＪＡ千葉県大会に提出する大会議案のとりまとめについては、この要領により定める。

１．大会議案のとりまとめと決定について

大会議案は組織討議結果を踏まえ、幹事会が原案をとりまとめ、大会委員会の議を経て、大会に提出するものとする。

２．大会議案策定の考え方について

大会議案は、これまで自ら取り組んできた自己改革の成果と課題、前回大会決議の４つの柱の実践状況及び情勢認識を踏まえてとりまとめるものとする。

大会議案の柱だては、第２９回ＪＡ全国大会議案組織協議案（素案）で示された「ＪＡグループのめざす姿（１０年後）」（①持続可能な農業の実現、②豊かで暮らしやすい地域共生社会の実現、③協同組合としての役割発揮）の実現に向け、３か年間で取り組むべき事項として、次の事項とする。

- （１）持続可能な食料・農業基盤の確立
- （２）持続可能な地域・組織・事業基盤の確立
- （３）不断の自己改革の実践を支える経営基盤の強化
- （４）協同組合としての人づくり
- （５）「食」「農」「地域」「ＪＡ」にかかる県民理解の醸成

３．組織討議の実施について

幹事会は、委員会の議を経て組織討議原案を作成し、次に掲げる組織討議の結果を整理し、大会議案をとりまとめるものとする。

- （１）各ＪＡは、組織討議原案をもとに組合員をはじめ、組合員・組織・役職員による検討・協議を行う。
- （２）中央会・県本部・農中千葉支店・厚生連・情報センターは組織討議原案をもとに、役職員による検討・協議を行う。

IV. 大会委員・幹事名簿

〔第 38 回 J A 千葉県大会委員〕

大会委員長	林	茂	壽	大会委員	時	田	正	一
大会副委員長	武	田	好	〃	秋	元	篤	司
〃	花	崎	隆	〃	江	波	一	治
〃	松	元	善	〃	山	本	由	貴
大会委員	小	茂	勝	〃	伊	藤	は	つ
〃	山	口	嘉	〃	木	村	浩	彰
〃	河	野	豊	〃	小	倉	利	彦
〃	土	屋	秀	〃	宮	之	雅	一
〃	小	茶	文	〃	磯	野	光	彦
〃	篠	田	隆					

(大会副委員長 勝田 実 (6 月 29 日退任))

〔第 38 回 J A 千葉県大会幹事〕

大会幹事長	寫	津	昌	明	大会幹事	小	宮	正	充
大会幹事	岡	田	良	行	〃	吉	野	弘	資
〃	白	井	直	之	〃	伊	藤	俊	之
〃	須	金	昭	夫	〃	荒	井		隆
〃	増	田	博	和	〃	林		秀	一
〃	鈴	木	敏	典	〃	朝	生	一	弘
〃	賀	曾	利	卓	〃	手	島	和	弘
〃	曾	根	光	徳	〃	山	越		一
〃	岡	田		浩					
〃	五	木	田	淳					

(大会幹事 染谷 幸夫 (6 月 29 日退任))

JAグループ千葉 マスコットキャラクター

「チパンダくん」



プロフィール

- ① 千葉県で生まれた、おにぎりに似ているパンダで、千葉のお米や野菜が大好き。
- ② ウメボシに見える赤いお鼻は生まれつき。
- ③ 農家の人が忙しいときには、お手伝いをして沢山の農家から喜ばれている。
- ④ 礼儀正しい性格で「いただきます」と「ごちそうさま」を欠かさない。
- ⑤ 千葉県の農家の未来を優しく見守っている。

J A 綱領 —わたしたち J A のめざすもの—

わたしたち J A の組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）に基づき行動します。

そして、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新をはかります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは、

- 1 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
- 1 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
- 1 J A への積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
- 1 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、J A を健全に経営し信頼を高めよう。
- 1 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。

協同組合原則

1. 定義

協同組合とは、人々が自主的に結びついた自律の団体です。人々が共同で所有し民主的に管理する事業体を通じ、経済的・社会的・文化的に共通して必要とするものや強い願いを充すことを目的にしています。

2. 価値

協同組合は、自助、自己責任、民主主義、平等、公正、連帯という価値観に基づいています。組合員は、創始者達の伝統を受け継いで、正直、公開、社会的責任、他者への配慮という倫理的な価値を信条としています。

3. 原則

- | | |
|---------------------|------------------|
| 〈第1原則〉 自主的で開かれた組合員制 | 〈第5原則〉 教育・研修、広報 |
| 〈第2原則〉 組合員による民主的な管理 | 〈第6原則〉 協同組合間の協同 |
| 〈第3原則〉 組合財政への参加 | 〈第7原則〉 地域社会への係わり |
| 〈第4原則〉 自主・自立 | |